

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2026年8月



akippa株式会社

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式173,502千円（見込額）の募集及び株式989,874千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式179,064千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2026年8月18日に近畿財務局に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

akippa株式会社

大阪府大阪市浪速区難波中二丁目10番70号

本ページ及びこれに続く写真・図形等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は本文の該当ページをご確認ください。

Corporate Philosophy

コーポレートフィロソフィー

PURPOSE

存在意義

“なくてはならぬ” サービスをつくり、
みんなの「こまった！」をなくす。
その積み重ねで世界をよりよくする。



MISSION

果たすべき使命

人々がリアルで会うときの
困りごとを、世界中で解決する。

VISION

中長期で目指す姿

世界一のモビリティ
プラットフォームをつくる。



Purpose

存在意義と創業秘話

営業代行会社として創業した当社は日々の事業運営の中で、「何のために会社をやっているのか？」という問いに直面していました。

ある日、金谷の家の電気が使えなくなった経験から「自分たちも電気のように“なくてはならぬ”サービスを提供したい」と考えるようになりました。

“なくてはならぬ”サービスとは、世の中の困りごとを解決することだと考え、社員全員で日常の困りごとを多数挙げました。その1つが「**駐車場は現地に行っ**てはじめて満車だとわかる」でした。

市場調査により駐車場の困りごとを発見

①時間貸し駐車場の不足

流通する車に対して、コインパーキングが不足

②路上駐車台数の多さ

東京・大阪だけでも毎秒数万台以上の路上駐車が発生

③様々な空き駐車場

月極・マンション・個人宅など未活用の駐車場が存在
※警察庁交通局『駐車対策の現状 2013』

駐車場が圧倒的に不足



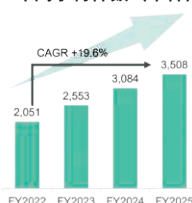
駐車場の困りごとを解決するべく
使っていない空き駐車場をアプリで簡単に貸し借りできる
駐車場マーケットプレイス「アキッパ」が誕生



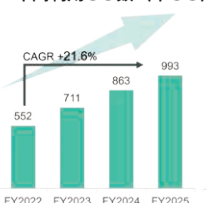
At a Glance (2025年12月期)

売上高 3,828 百万円	売上総利益 1,928 百万円	営業利益 201 百万円
売上高成長率 +20.0 %	売上総利益率 50.3 %	営業利益率 5.3 %

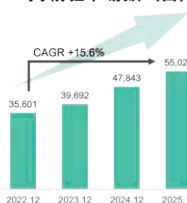
年間予約件数 (千件)



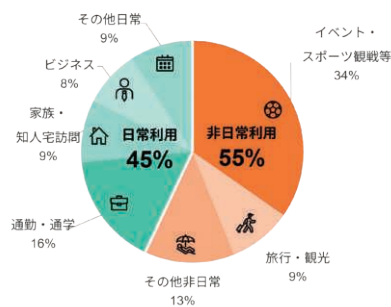
年間利用UU数 (千UU)



掲載駐車場数 (台)



■利用目的別の売上高構成
(2025年12月期実績)



Service Overview

「アキッパ」の概要

①オーナー視点：初期費用無料で、すぐに簡単に貸し出せる



オーナー視点

スマートフォンのアプリのみで、手軽に駐車場の運営管理ができる「オーナーモード」
「オーナーモード」は、2025年4月にリリースした、誰でも気軽にスマートフォンから駐車場を貸し出せる、個人オーナー向けの新しい機能です。
これまでもWEB上からオーナーご自身で登録や設定を行うことは可能でしたが、「オーナーモード」により、アプリでさらに手軽に、簡単に、そしてスピーディーに駐車スペースの登録や駐車場の設定を行えるようになりました。アプリならではの直感的な操作で、日常の管理もグッと身近になります。



初期費用無料で

精算機等の設備投資や登録料・月額固定費は**不要**。マッチング成立時の手数料のみ（成果報酬型）で、イニシャルコストリスクなく開始できます。



すぐに

スマートフォンアプリから登録ができ、**最短即時**でオーナー審査が完了。すぐに貸し出しを開始できます。



簡単に

スマートフォンアプリのカレンダーより**貸出日や価格を簡単**に設定できます。

②ユーザー視点：事前予約、キャッシュレス、豊富な駐車場



ユーザー視点



事前予約

駐車場を事前に予約。15分単位の短時間から複数日まで柔軟な予約ができ、利用ニーズに合わせた利用が可能。



キャッシュレス

アプリで事前に支払完了。PayPayやクレジットカード決済により現地での精算機でのやり取りは不要。



豊富な駐車場

全国47都道府県において、合計5.5万台以上の駐車場を掲載。イベント会場周辺・オフィス街・住宅街などにおいて様々な選択肢が存在。

③安心され信頼されるプラットフォーム

サポート体制

24時間365日いつでも繋がる安心のトラブルサポート

オーナー・ユーザーの皆様が常に安心して快適にサービスをご利用いただけるよう、万全のサポート窓口を常設。人とAIのハイブリッド体制で、急なトラブル時も迅速に解決へ導きます。



24時間365日のコールセンター

緊急ダイヤルを常備。現地でのトラブルや規約違反が発生した際も、即座にコールセンターがサポートします。



手軽なAIチャットサポート

より素早く簡単にお問い合わせいただけるようAIチャット窓口を設置。疑問に即座に回答します。

ユーザーレビュー

蓄積されるレビューがもたらす安心のサイクル

ユーザーが利用後に駐車場のレビューを投稿できる仕組みです。リアルな口コミがデータベース化され蓄積されることで、次に利用するユーザーの不安を解消します。



駐車場選びの判断材料

他のユーザーの評価から、駐車場の広さや停めやすさを事前に把握可能。自分の車や目的に合っているかを判断できます。



利用時の不安を解消

「道が狭いので注意」「看板が目印」といった具体的な周辺アドバイスが、予約先への移動や駐車時の不安を解消します。

サービスの強み

予約可能な駐車場は

5.5 全国に常時
万台以上

たくさん使われています

500 累計会員数
万人突破

年	累計会員数 (万人)
2014	約10
2017	500

駐車場予約という市場カテゴリーにおいて、駐車場数・会員数ともに国内最大級の規模を誇ります。この高い市場シェアは、「アキッパなら駐車場が見つかる」というユーザー側の期待と、「アキッパなら安心して貸し出せる」というオーナー側の信頼を相互に創出する、強力なネットワーク効果の源泉となっております。

*2 2025年12月31日時点

[illegible]

プロスポーツのスタジアム周辺の慢性的な駐車場不足を解消するべく、Jリーグの20クラブを筆頭に、Bリーグクラブその他のプロスポーツクラブ等とも連携して駐車場の増台に取り組んでおります。周辺地域の空きスペースを駐車場として活用することで、来場者の交通利便性の向上と地域の渋滞緩和に寄与しております。

The diagram illustrates the five stakeholders involved in parking DX, arranged around a central circle labeled "駐車場のDX化" (Parking DXification). The stakeholders are:

- 地域のイベント主催者** (Local Event Organizer): Represented by an illustration of three people.
- 地域** (Local): Represented by an illustration of a city map.
- 来訪者** (Visitor): Represented by an illustration of a car and a person.
- 不動産管理会社 駐車場事業者** (Real Estate Management Company / Parking Business Operator): Represented by an illustration of two cars.
- アキッパ** (Akippa): Represented by the Akippa logo.

これにより財源不足に悩む地域イベントの持続的開催を可能にし、参加者の利便性も向上させます。

Growth Strategy

成長戦略

MISSION
1

オーナーモード × 営業による駐車場拡大

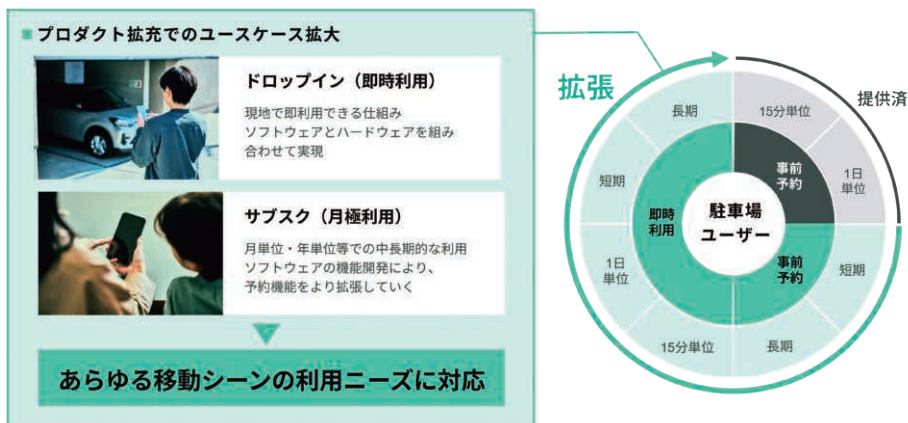
営業による「高収益駐車場の獲得」と「オーナーモードによる自主登録」で、効率的な供給数の拡大を実現



MISSION
2

ユースケースの拡張（プロダクト拡充）

「ドロップイン」や「サブスク」など、あらゆる移動シーンのニーズに応えるプロダクト拡充を推進



MISSION
3

テクノロジー・AIによる事業基盤構築と高度化と生産性向上

データとAIを事業基盤の核心に組み込み、ユーザー及びオーナーの利便性向上とプラットフォーム価値の自律的な向上を同時に実現



MISSION
4

M&Aによる非連続成長

ロールアップ型・新規事業型・ビジネス連携の3つのM&A戦略により、事業ポートフォリオを広げ非連続な成長を加速

M & Aのターゲティング

コインパーキング・月極駐車場

設備更新やキャッシュレス対応が遅れており、ユーザー体験の改善余地がある
旧来型の駐車場（レガシー駐車場）で運営効率が悪いケースが多い

M&A後のDXによる事後価値

- ・ 予約連携・データやAIでの運営高度化
- ・ スマートロックや決済基盤を組み込み
- ・ DX化で価値向上

M & Aの実効性及び体制

成長重視のM & A戦略

- ・ 単に事業承継するのではなく、アキッパとのシナジーを確認し、事業成長の柱となる企業を買収
- ・ マジョリティ出資のみならずマイノリティ出資における関係性を構築するケースも想定

意思決定プロセス

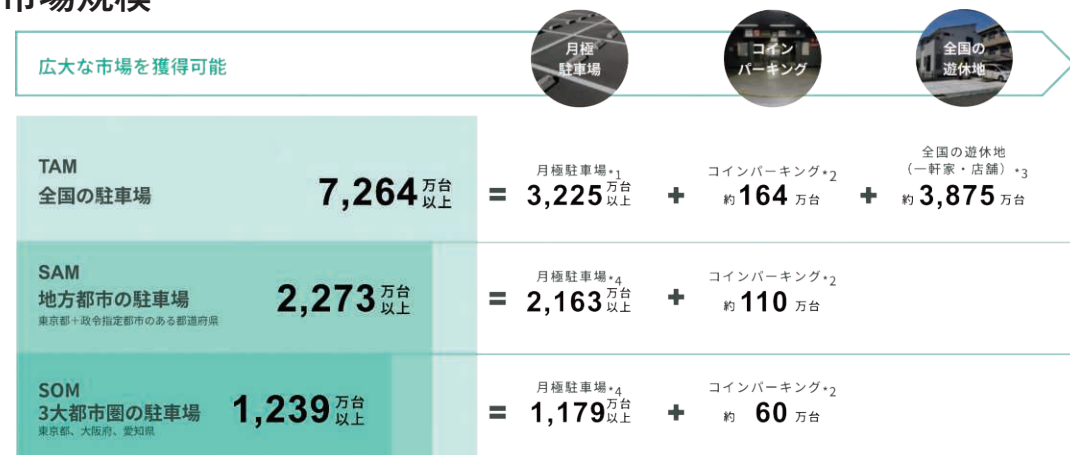
- ・ CEOの人脉や業界知見、COOのM&A経験、CFOのファイナンスの知見を最大限に活かし、スピード感のある意思決定をおこなう体制を構築
- ・ M & Aプロセスについても、DD～PMIまで一気通貫で行う体制を構築

財務戦略に基づくM & Aの逆行

- ・ デッドファイナンスや株主交換を有効活用したM & Aを実施
- ・ のれん額や自己資本比率などの財務規律を設定

Market Size

市場規模



- *1. 全国の自家用車保有台数61,839,584台（国土交通省自動車保有車両数2026年3月）に推定して算出した一軒家の駐車場台数を減算して算出
- *2. 一時利用有料駐車場（コインパーキング）市場に関する実態分析調査・2021年
- *3. 一軒家の駐車場数は一戸建てに住居する世帯数2,932万世帯（住宅・土地統計調査 令和5年）に世帯当たり自家用車保有台数1.009（一般財団法人自動車検査登録情報協会公表令和7年自家用乗用車の世帯当たり普及台数）を乗算して算出。店舗の駐車場数はショッピングセンターの総数3,013店舗（SC白書2025）にイオンモールの店舗あたり駐車場台数の平均3.045台（イオンモール株式会社 サステナビリティデータブック2024）を乗算して算出。
- *4. 月極駐車場とコインパーキングの都道府県ごとの分布は同様であると仮定し、全国の月極駐車場台数をコインパーキング台数で案分して算出

Market Share

市場シェア



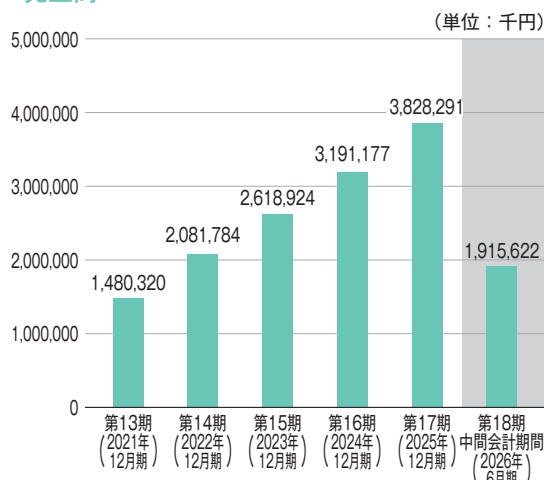
予約可能な駐車場掲載数で国内No.1（※）を獲得

オーナーをはじめ多くの皆様より高い支持をいただいております。
社会に“なくてはならぬ”新常識となるインフラを創出し続けることで、プラットフォームの拡大を通じた豊かな社会の実現を目指します。

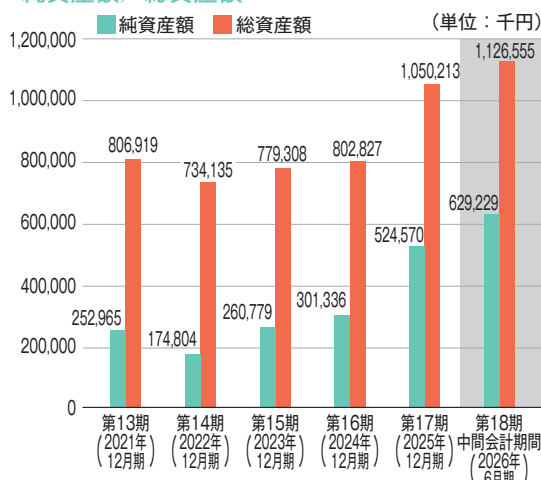
（※）2026年7月期_駐車場予約（シェアリング）サービスにおける市場調査（調査機関：日本マーケティングリサーチ機構、調査期間：2026年2月11日～2026年7月29日、調査手法：主要5社への個別聞き取り調査等、備考：2026年7月時点の実績値/効果効能等や優位性を保証するものではありません。）

業績推移

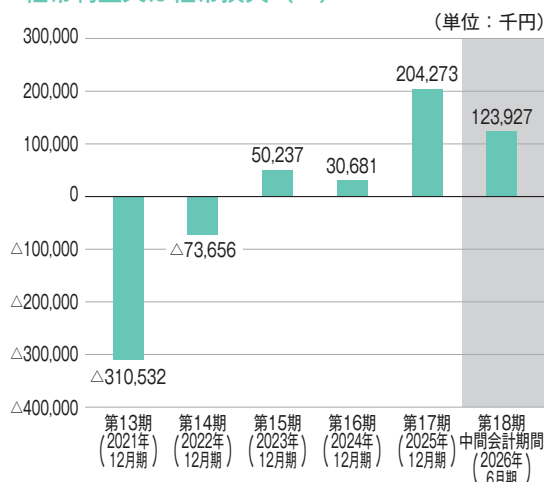
売上高



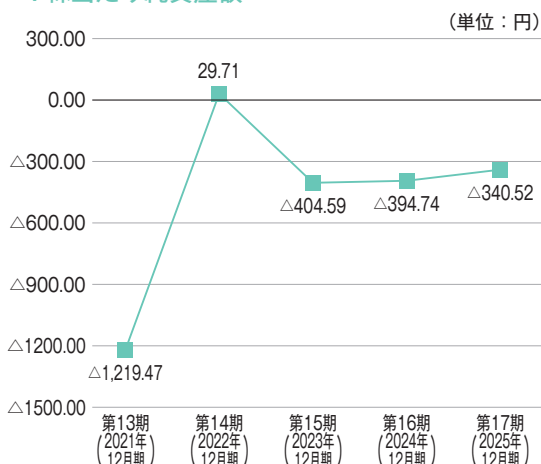
純資産額／総資産額



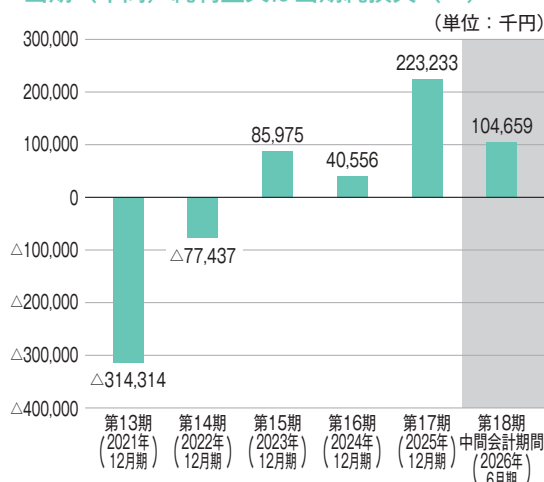
経常利益又は経常損失 (△)



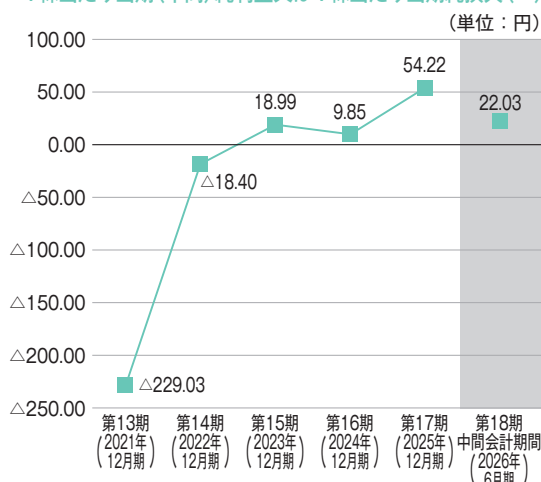
1株当たり純資産額



当期(中間)純利益又は当期純損失 (△)



1株当たり当期(中間)純利益又は1株当たり当期純損失 (△)



- (注) 1. 2023年1月11日付で株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(中間)純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
2. 第13期から第15期については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に有限責任監査法人トーマツによる監査を受けておりません。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	2
3 【募集の条件】	3
4 【株式の引受け】	4
5 【新規発行による手取金の使途】	4
第2 【売出要項】	5
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	5
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	7
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	10
第二部 【企業情報】	12
第1 【企業の概況】	12
1 【主要な経営指標等の推移】	12
2 【沿革】	14
3 【事業の内容】	15
4 【関係会社の状況】	27
5 【従業員の状況】	27
第2 【事業の状況】	28
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	28
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	40
3 【事業等のリスク】	41
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	48
5 【重要な契約等】	54
6 【研究開発活動】	54
第3 【設備の状況】	55
1 【設備投資等の概要】	55
2 【主要な設備の状況】	55
3 【設備の新設、除却等の計画】	55

第4	【提出会社の状況】	56
1	【株式等の状況】	56
2	【自己株式の取得等の状況】	63
3	【配当政策】	64
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	65
第5	【経理の状況】	79
1	【財務諸表等】	80
第6	【提出会社の株式事務の概要】	126
第7	【提出会社の参考情報】	127
1	【提出会社の親会社等の情報】	127
2	【その他の参考情報】	127
第四部	【株式公開情報】	128
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	128
第2	【第三者割当等の概況】	130
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	130
2	【取得者の概況】	131
3	【取得者の株式等の移動状況】	131
第3	【株主の状況】	132
監査報告書		巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	近畿財務局長	
【提出日】	2026年8月18日	
【会社名】	akippa株式会社	
【英訳名】	akippa Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 金谷 元気	
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市浪速区難波中二丁目10番70号	
【電話番号】	06 (4393) 8425	
【事務連絡者氏名】	取締役CF0 西野 将規	
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市浪速区難波中二丁目10番70号	
【電話番号】	06 (4393) 8425	
【事務連絡者氏名】	取締役CF0 西野 将規	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額	
	ブックビルディング方式による募集	173,502,000円
	売出金額	
	(引受人の買取引受による売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	989,874,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	179,064,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	378,000(注) 2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 2026年8月18日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、2026年9月1日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【募集の方法】

2026年9月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2026年9月1日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	378,000	173,502,000	93,895,200
計(総発行株式)	378,000	173,502,000	93,895,200

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2026年8月18日開催の取締役会決議に基づき、2026年9月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(540円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は204,120,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」に当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2026年9月11日(金) 至 2026年9月16日(水)	未定 (注) 4.	2026年9月17日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2026年9月1日に仮条件を決定し、需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2026年9月10日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2026年9月1日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2026年9月10日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2026年8月18日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2026年9月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2026年9月18日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、2026年9月3日から2026年9月9日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 立売堀支店	大阪府大阪市西区立売堀四丁目1番20号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	378,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2026年9月17日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	378,000	—

- (注) 1. 引受株式数は、2026年9月1日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(2026年9月10日)に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
187,790,400	18,510,000	169,280,400

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(540円)を基礎として算出した見込額であります。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
 3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額169,280千円については、当社の持続的な成長及び企業価値の向上を実現するため、駐車場マーケットプレイス「アキッパ」の競争力強化及び顧客基盤の拡大を目的として、以下のとおり充当する予定であります。

プロダクト開発費用

当社は、継続的なプロダクトの機能拡充及び品質向上が中長期的な競争優位性の源泉であると認識しております。今後、さらなる顧客獲得及び既存顧客の利用拡大を図るため、既存プロダクトの機能強化、新機能開発並びに開発生産性向上に向けた体制強化を推進してまいります。

そのため、エンジニア、プロダクトマネージャー等の開発人材に係る人件費及び外部専門人材の活用に係る業務委託費用として169,280千円(2026年12月期: 40,000千円、2027年12月期: 70,000千円、2028年12月期: 59,280千円)を充当する予定であります。

これらの投資により、顧客ニーズへの対応力向上、新規機能の投入によるサービス価値の向上及び競争力強化を図り、継続的な事業成長につなげてまいります。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2026年9月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	1,833,100	989,874,000	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号 SOMPOホールディングス株式会社 1,124,600株
				東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 渋谷スクランブルスクエア 株式会社ディー・エヌ・エー 560,500株
				東京都千代田区二番町5番1号 グロービス5号ファンド投資事業有限 責任組合 69,400株
				東京都港区高輪二丁目21番42号 JR東日本スタートアップ株式会社 49,000株
				45 Market Street, Suite 3120 Gardenia Court, Camana Bay, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands Globis Fund V, L.P. 29,600株
計(総売出株式)	—	1,833,100	989,874,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(540円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。
8. 当社は、株式会社SBI証券に対し、上記売出株式数の一部を、当社が指定する販売先(親引け先)に売付けることを要請する予定であります。当社が指定する販売先(親引け先)・株式数・販売目的は下表のとおりであります。

指定する販売先（親引け先）	株式数	販売目的
日本駐車場開発株式会社 （大阪府大阪市北区小松原町2番 4号大阪富国生命ビル）	368,000株を上限として要請を行 う予定であります。	当社の既存株主かつ業務提携に関 する基本合意を締結している先で あり、今後も関係性を維持・発展 させていくためであります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付 場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 2026年9月11日(金) 至 2026年9月16日(水)	100	未定 (注) 2.	引受人の全 国の本支店 及び営業所	東京都港区六本木一丁 目6番1号 株式会社SBI証券 東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号 SMB C日興証券株式 会社 東京都千代田区大手町 一丁目5番1号 みずほ証券株式会 社 東京都中央区日本橋室 町二丁目2番1号 岡三証券株式会 社 愛知県名古屋市中村 区名駅四丁目7番1号 東海東京証券株式 会社 大阪府大阪市中央区今 橋一丁目8番12号 岩井コスモ証券株式 会社 東京都港区赤坂一丁目 12番32号 マネックス証券株式 会社 埼玉県さいたま市大宮 区桜木町四丁目333番 地13 むさし証券株式会 社 東京都港区南青山二丁 目6番21号 楽天証券株式会 社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売価格決定日(2026年9月10日)に決定する予定であります。
- なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行う

- ことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
 7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。
 8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。また、当該販売委託分とは別に引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	331,600	179,064,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 331,600株
計(総売出株式)	—	331,600	179,064,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにともない、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエアオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(540円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1.	自 2026年9月11日(金) 至 2026年9月16日(水)	100	未定 (注) 1.	株式会社SBI証券の 本店及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 株式会社SBI証券の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」の(注)7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所スタンダード市場への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所スタンダード市場への上場を予定しております。

2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主であるSOMP0ホールディングス株式会社及び株式会社ディー・エヌ・エー(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、331,600株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を、2026年10月16日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、2026年9月18日から2026年10月16日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人であるSOMP0ホールディングス株式会社、当社株主かつ新株予約権者である金谷元気は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後360日目の2027年9月12日までの期間(以下「ロックアップ期間①」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式(当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。)の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を株式会社SBI証券が取得すること、当社普通株式が株式会社東京証券取引所及び日本証券金融株式会社から貸借銘柄への選定を受けるに際して行う当社普通株式の貸付け等は除く。)を行わない旨確約しております。

また、売出人であるグロービス5号ファンド投資事業有限責任組合、Globis Fund V,L.P.及びJR東日本スタートアップ株式会社、当社株主である日本郵政キャピタル株式会社、ABCドリームファンド1号投資事業有限責任組合、FFGベンチャー投資事業有限責任組合第1号、SI地域創生ファンド投資事業有限責任組合及びSI創業応援ファンド投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2027年3月16日までの期間(以下「ロックアップ期間②」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う株式会社東京証券取引所での売却等、当社普通株式が株式会社東京証券取引所及び日本証券金融株式会社から貸借銘柄への選定を受けるに際して行う当社普通株式の貸付け等は除く。)を行わない旨確約しております。

加えて、売出人かつ貸株人である株式会社ディー・エヌ・エー、当社株主(新株予約権者を含む)である住友商事株式会社、株式会社トリドールホールディングス、日本駐車場開発株式会社、ニッポンレンタカーサービス株式会社、中部日本放送株式会社、千島土地株式会社、Koma Enterprise Limited、杉山全功、株式会社Your Edge、株式会社Be-flow、野村真悟、池田好伸及び当社従業員1名は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2027年3月16日までの期間(以下「ロックアップ期間③」といい、ロックアップ期間①及びロックアップ期間②に合わせて、以下「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式(当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。)の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を株式会社SBI証券が取得すること、当社普通株式が株式会社

東京証券取引所及び日本証券金融株式会社から貸借銘柄への選定を受けるに際して行う当社普通株式の貸付け等は除く。)を行わない旨確約しております。

さらに、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間③中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割等、ストック・オプション又は譲渡制限付株式報酬（ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものに限る）にかかわる発行等を除く。）を行わない旨確約しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記の他、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当増資等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っています。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

4. 電子交付について

引受人は、本募集及び引受人の買取引受による売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供を、原則として、書面ではなく、電子交付により行います。目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます（金融商品取引法第27条の30の9第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の2第1項）。

第二部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	1,480,320	2,081,784	2,618,924	3,191,177	3,828,291
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	△310,532	△73,656	50,237	30,681	204,273
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	△314,314	△77,437	85,975	40,556	223,233
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数					
普通株式 (株)	1,372,346	1,961,380	4,117,038	4,117,038	4,117,038
A種優先株式 (株)	196,600	—	589,800	589,800	589,800
B種優先株式 (株)	113,000	—	339,000	339,000	339,000
C種優先株式 (株)	231,200	—	693,600	693,600	693,600
D種優先株式 (株)	48,234	—	144,702	144,702	144,702
純資産額 (千円)	252,965	174,804	260,779	301,336	524,570
総資産額 (千円)	806,919	734,135	779,308	802,827	1,050,213
1株当たり純資産額 (円)	△1,219.47	29.71	△404.59	△394.74	△340.52
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△229.03	△18.40	18.99	9.85	54.22
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	31.3	23.8	33.5	37.5	49.9
自己資本利益率 (%)	—	—	39.5	14.4	54.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	70,106	237,729
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△7,229	△25,766
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△72,800	△58,300
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	525,866	679,529
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	45 〔19.7〕	45 〔19.1〕	48 〔22〕	53 〔27.5〕	60 〔29.1〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 1株当たり純資産額については、残余財産分配請求権が優先的なA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の払込金額を純資産の部の合計額から控除して算定しております。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
5. 第13期及び第14期については、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、かつ、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第15期、第16期及び第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
6. 第13期及び第14期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
7. 第13期及び第14期については、人員採用、開発費の先行投資を行っていたことにより、経常損失及び当期純損失を計上しております。
8. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
9. 第13期、第14期及び第15期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者、及び、執行役員を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
11. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第14期の期首から適用しており、第14期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
12. 2023年1月11日付で株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
13. 主要な経営指標等のうち、第13期から第15期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
14. 第16期及び第17期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
15. 2023年1月11日付で株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第13期、第14期及び第15期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりません。

回次		第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月		2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
1株当たり純資産額	(円)	△406.49	29.71	△404.59	△394.74	△340.52
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	△76.34	△18.40	18.99	9.85	54.22
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社は、2009年2月に代表取締役社長である金谷元気が営業代行会社として創業いたしました。創業当初は携帯電話の販売代理等を手がけておりましたが、事業を進める中で、「何のために会社を経営するのか」という根源的な問いに直面し、将来の企業の在り方について深く考えるようになりました。

ある日、家の電気が使用できない事態に直面したことを契機に、人々の生活に不可欠な存在である「電気」のように、社会にとって“なくてはならぬ”サービスを自らの手で創出したいとの想いを抱くに至りました。この経験をきっかけとして、当社はその後の企業活動の指針となるミッションを「“なくてはならぬ”をつくる」と定めました(2023年5月に「“なくてはならぬ”サービスをつくり、世の中の困りごとを解決する。」に改訂しました。2025年7月には旧ミッションをパーパスに昇華させ、新たに「“なくてはならぬ”サービスをつくり、みんなの「こまった!」をなくす。その積み重ねで世界をよりよくする。」と制定しました。同時に、解決すべき困りごとをより明確化した新ミッション「人々がリアルで会うときの困りごとを、世界中で解決する。」を制定しております。))。

2013年5月には、当時のミッション「“なくてはならぬ”をつくる」の下、日常生活における様々な困りごとを起点とした事業創出を目指し、社内のメンバーとともに世の中の困りごとを多数列挙する取り組みを実施いたしました。その過程において、「コインパーキングは現地に行って初めて満車と知る。」との意見が寄せられ、これが後の事業構想の出発点となりました。

市場調査を進めた結果、日本国内においては自動車の保有台数に対して一時利用可能な駐車場が圧倒的に不足しているという構造的な課題が存在し、警察庁交通局「駐車対策の現状 2013」によれば、東京都23区内で1日当たり約58,000台、大阪府内で約35,000台の違法路上駐車が発生している実態が明らかとなりました。

一方で、個人宅の空きスペースや未活用の月極駐車場等、潜在的な遊休資産は全国に多数存在しているものの、それらをコインパーキングとして運用するには高額な初期投資や設備要件といったハードルが存在しておりました。こうした需給のミスマッチを解消すべく、当社は、駐車場を利用したいユーザーと空きスペースを提供可能なオーナーとをインターネット上でマッチングし、時間単位での予約・決済を可能とする駐車場マーケットプレイスの構想を具体化し、2014年4月に「あきっぱ! (現アキッパ)」サービスを開始しました。

年月	概要
2009年2月	大阪市平野区において営業代行業を目的に合同会社ギャラクシーエージェンシーを設立
2010年9月	求人情報サービスを開始
2010年10月	本社(OSAKA OFFICE)を大阪市西区に移転
2011年4月	株式会社ギャラクシーエージェンシーに組織変更
2011年9月	TOKYO OFFICEを東京都新宿区に新設
2013年1月	出版事業を開始
2013年12月	TOKYO OFFICEを東京都渋谷区に移転
2014年4月	駐車場シェアアプリ「あきっぱ!」のサービス開始
2014年10月	サービス名称を「akippa」に変更(現「アキッパ」)
2014年12月	Infinity Ventures Summit 2014 Fall Kyoto 「Launch Pad」優勝
2015年2月	商号をakippa株式会社に變更
2016年10月	出版事業を新設分割し、galaxy株式会社を設立
2016年12月	求人情報サービス・営業代行業を終了
2017年7月	galaxy株式会社を売却
2017年7月	TOKYO OFFICEを東京都千代田区に移転
2019年10月	SOMPOホールディングス株式会社との資本業務提携を実施
2019年10月	本社(OSAKA OFFICE)を大阪市浪速区に移転
2022年8月	ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)取得(注)
2025年4月	スマートフォンアプリ上で「オーナーモード」を正式リリース
2025年12月	第5回 日本サービス大賞 国土交通大臣賞を受賞

(注) ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)とは、「ISO/IEC27001」及び「JIS Q 27001」に基づく認証基準に適合することを認定する一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるISMS適合性評価制度により、企業の情報管理体制が認証されたことを示す国際規格であります。

3 【事業の内容】

<パーパス・ミッション・ビジョン>

1. パーパス(Purpose)ー存在意義ー

当社は、「“なくてはならぬ” サービスをつくり、みんなの「こまった！」をなくす。その積み重ねで世界をよりよくする。」をパーパス(存在意義)と定義しております。このパーパスは、創業者である金谷元気が、電気の使えない状況を経験したことに端を発しております。この体験を契機に、電気のように人々の生活に不可欠な存在となるサービスを提供したいという強い思いが芽生え、当時「“なくてはならぬ”をつくる」というミッションが制定されました。世の中には、人々の生活を取り巻く様々な「困りごと」が存在しております。当社は、それらの「困りごと」を的確に捉え、解決に資するサービスを開発・提供することで、世界をよりよくする存在であることを目指しております。

2. ミッション(Mission)ー果たすべき使命ー

当社は、「人々がリアルで会うときの困りごとを、世界中で解決する。」をミッション(果たすべき使命)と定め、「人と人」、「人と体験」とがリアルで出会う過程における障壁に着目し、それらを解消するサービスを提供することを目指します。2020年のパンデミックを経て、リアルな体験は「不要不急」のものではなく、「“なくてはならぬ”」ものであるという認識が、より一層社会に根付いたと考えております。当社が真に提供すべき価値は、「人と人」、「人と体験」のリアルな出会いを手助けすることであります。

3. ビジョン(Vision)ー中長期で目指す姿ー

上記のミッションの下、当社は、「世界一のモビリティプラットフォームをつくる。」をビジョン(中長期で目指す姿)に掲げ事業を運営しております。多くの方々のリアルで会うときの困りごとを解決するためには、サービス規模も必要であります。どれだけ良いサービスでも、特定の方々にしか貢献できていなければ、私たちのパーパスやミッションが実現したとはいえません。世の中の困りごとを解決するサービスとして、健全性・利便性ととともに規模も追求してまいります。

＜アキッパ事業について＞

1. サービス概要

(1) サービスの内容

「アキッパ」(以下、本サービスという。)は、個人宅の駐車場や空いている月極駐車場等の様々な空きスペースを、スマートフォン等を通じて簡単に貸し借りできる駐車場マーケットプレイスであります。

スペースの所有者は、有効活用したい空きスペースを本サービス上で登録・公開することにより、手軽に駐車場として貸し出し収益化することができます。一方、ドライバーであるユーザーは、アプリ上で目的地周辺の駐車場の事前予約及び決済が可能であることから、目的地到着後に空き駐車場を探す必要がなく、スムーズに駐車することができます。

当社は本サービスを通じて、行きたい場所と停めたい場所をスマートにつなぎ、人々により自由で快適な体験を届けてまいります。

なお、2025年12月末時点における本サービスの累計ユーザー会員数(注1)は500万人を超え、2025年12月月間平均において全国で5.5万台以上の駐車場が利用可能となっており、予約可能な駐車場掲載数で国内No. 1(注2)を獲得しております。2014年のサービス開始以降、登録会員数・掲載駐車場数(注3)の双方において拡大を遂げており、社会全体の駐車場資源の有効活用に寄与しております。

(注1) 累計ユーザー会員数とは、過去に当社サービスへ登録されたユーザー会員の合計数をいいます。

(注2) 2026年7月期_駐車場予約(シェアリング)サービスにおける市場調査(調査機関:日本マーケティングリサーチ機構、調査期間:2026年2月11日～2026年7月29日、調査方法:主要5社への個別聞き取り調査等、備考:2026年7月時点の実績値/効果効能等や優位性を保証するものではありません。)

(注3) 掲載駐車場数とは、本サービスに掲載されている日ごとの駐車場台数を月平均したものをいいます。

＜サービス概略＞



(2) アキッパのビジネスモデル

当社の売上高は、主にユーザーが支払う「駐車場売上」、「サービス料」、及び「その他（バリュープラス会費(注)等)」によって構成されております。

本サービスにおける取引とお金の流れは以下のとおりであり、初めてスペースを貸し出すオーナーにとっても初期費用・月額固定費が一切かからない成果報酬型のモデルとなっております。

① 当社の売上高

ユーザーが本サービスを通じて駐車場を予約・利用した際、ユーザーから支払われる駐車料金、サービス料及びバリュープラス会費等の全額を、当社の売上高に計上いたします。

② 当社の売上原価

ユーザーから受領した駐車料金から、当社の手数料を差し引いた残額(報酬額)をオーナーに対して支払っております。このオーナーへの支払額は、当社の売上原価として計上されます。

このように、当社は自ら駐車場資産を保有・賃借することなく、ユーザーとオーナーをマッチングさせるプラットフォームを提供することで、利用実績に応じた安定的な収益を確保するビジネスモデルを構築しております。

(注) 「バリュープラス会費」とは、当社の有料会員サービス「バリュープラス」の加入者より受領する定額の月額利用料のことです。「バリュープラス」は、ユーザーが当該月額利用料を支払うことにより、通常のユーザーよりも先行して駐車場を予約できる特典や、駐車料金の割引特典等を受けられるサービスです。

2. サービス詳細

用語の定義

会員：本サービスに会員登録を行った個人及び法人の全て

ユーザー：本サービスを利用して駐車場を借りて利用する個人又は法人

オーナー：本サービスを利用して駐車場を貸し出しする個人又は法人

パートナー：本サービスに登録を希望するオーナーの開拓・取次等を行う個人又は法人の代理店

(1) ユーザー

① 登録から利用までの流れ

ユーザーは、スマートフォンアプリ又はウェブブラウザを通じて必要な情報を入力し、本サービスへの会員登録を行っております。会員登録に際しては、メールアドレスの登録に加え、外部サービス（Google、LINE等）のアカウントを用いたログイン認証機能も選択可能です。当該認証機能を利用する場合、当社が外部サービスから取得する情報に基づいて会員登録手続がシームレスに完了いたします。登録が完了したユーザーは、本サービス上で目的地周辺のエリアや希望日時を指定して駐車場を検索でき、検索結果には料金、所在地、車種制限、設備、利用可能時間、写真、レビュー等の詳細情報が表示されます。

ユーザーはそれらの情報を参照しながら、希望に適した駐車場を選択し、利用日時を指定のうえ、クレジットカード等の決済手段を用いてオンライン上で予約及び事前決済を行います。予約完了後には、当該駐車場の詳細な利用案内（所在地、入庫方法、利用時の注意事項等）が通知され、当日はその案内に基づいて現地に赴き、予約したスペースに駐車することができます。原則として、現地での対面での案内や鍵の受け渡しといった特別な対応は不要であり、スマートフォン一つで完結するシームレスな体験が提供されます。

<駐車場予約までの流れ>



② 様々な利用シーン

当社が提供する「アキッパ」は、一人ひとりのライフスタイルや移動目的に合わせて、いつでも柔軟に駐車場を予約し利用できるサービスであります。通勤・通学、買い物、通院、送迎といった日常使いから、スポーツ観戦や音楽ライブ、花火大会等の非日常的なイベント利用まで、幅広いシーンでご利用いただけます。

駐車場は都市部や住宅街、スタジアム周辺、観光地等、様々なロケーションに登録されており、また、駐車場ごとの貸出条件に合わせて「日単位」又は「時間単位」での事前予約が可能です。これにより、短時間の立ち寄りから長時間の滞在まで、利用形態に応じた多様なニーズをカバーしております。

加えて、本サービスはイベント開催時における公式駐車場の運営にも活用されております。プロスポーツ（サッカー・バスケットボール等）の試合や音楽ライブ、花火大会などの大規模イベントに際しては、主催者と提携して公式駐車場を予約制にしております。さらに周辺地域の空きスペースを駐車場として活用することで、来場者の交通利便性の向上と地域の渋滞緩和に寄与しております。プロスポーツのスタジアム周辺の慢性的な駐車場不足を解消するべく、Jリーグの20クラブを筆頭に、Bリーグクラブその他のプロスポーツクラブ等とも連携して駐車場の増台に取り組んでおります。

Jリーグ20クラブ・Bリーグ19クラブなど プロスポーツクラブと提携中

[Jリーグ]

ブラウブリッツ秋田
モンテディオ山形
福島ユナイテッドFC
ザスパ群馬
栃木SC
栃木シティフットボールクラブ
ジェフユナイテッド千葉
FC町田ゼルビア
名古屋グランパス
FC岐阜
カターレ富山
ツエーゲン金沢
松本山雅FC
セレッソ大阪
奈良クラブ
レノファ山口FC
FC今治
愛媛FC
ロアッソ熊本
サガン鳥栖

[NPB]

東北楽天ゴールデンイーグルス

[Tリーグ]

琉球アスティータ

[SVリーグ]

VC長野トライデンツ

[ジャパンラグビーリーグワン]

埼玉パナソニックワイルドナイツ

[Bリーグ]

秋田ノーザンハピネッツ
新潟アルビレックスBB
宇都宮ブレックス
群馬クレインサンダーズ
茨城ロボッツ
越谷アルファーズ
川崎ブレイブサンダース
富山グラウジーズ
信州ブレイブウォリアーズ
福井ブルーウィングス
岐阜スウィープス
滋賀レイクスターズ
シーホース三河
京都ハンナリーズ
広島ドラゴンフライズ
島根スサノオマジック
香川ファイブアローズ
熊本ヴォルターズ
鹿児島レブナイズ



[JFL]

いわてグルージャ盛岡
クリアソン新宿
アトレチコ鈴鹿

(2) オーナー

① 登録から収益化までの流れ

遊休地を持つオーナーは、特別な設備投資を一切必要とせず、本サービスに必要な情報を登録し駐車場として遊休地を貸し出すことで手軽に収益化することが可能です。登録には主に以下の2つの経路があります。

a 営業社員又はパートナー経由での登録：

当社の営業社員又は提携代理店であるパートナーが、駐車場オーナーへ直接提案し、登録の各種サポートを行っております。主に法人企業や、IT利用に苦手意識のある方等を対象としております。

b オーナー自身によるアプリからの登録：

オーナー自身が、スマートフォンアプリ(オーナーモード)を通じて本人確認及び駐車場の登録申請を行います。本人確認の方法として「マイナンバーカードを利用した認証(JPKI方式)」も選択でき、オーナーがマイナンバーカードのICチップをスマートフォンで読み取ることで、最短即時に自動で本人確認が完了いたします。また、オーナーモードでは、AI等を用いた審査を行い、最短で当日から駐車場を掲載することが可能です。この取り組みにより、審査の効率化を実現しております。

いずれの経路においても、本人情報、駐車場の所在地、サイズ、写真、貸し出しを希望する日時、料金といった基本情報を登録し、本人確認書類を提出することで登録申請が完了します。当社による審査を経て承認されると、駐車場ページが本サービス上に公開され、ユーザーからの予約受付が開始されます。オーナーは本サービスへの登録料や月額固定費等の負担はなく、予約が入らなければ費用等は発生しません。

予約が入った際は、あらかじめ登録された連絡手段でオーナー宛に通知が届きます。利用当日、ユーザーは本サービス上で示された案内に従い駐車場に向かうため、オーナーによる対面での案内や鍵の受け渡しといった現地対応は原則として不要であります。ユーザーによる利用完了後、当社の手数料を差し引いた報酬額が月末締め翌月末に登録口座へ振り込まれます。

<駐車場登録の流れ>



② 多様なオーナー層と貸し出し資産

当社のプラットフォームは、個人から法人、地方自治体まで、多種多様なオーナーに登録されており、社会に眠るあらゆる「駐車可能なスペース」を供給源としております。例えば、以下のような活用がなされております。

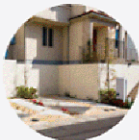
個人オーナー：自宅の空き駐車場(車を手放した、日中は使わない等)や、相続した空き地等、個人が保有する小規模なスペース

法人オーナー：不動産会社が管理する月極駐車場の空き区画、一般企業の休日の来客用駐車場、商業施設や飲食店の営業時間外の駐車場等

また、掲載される駐車場は、平置きから機械式、コインパーキングまで多岐にわたります。こうした多種多様なアセットを網羅するサービス基盤は、当社の持続的な成長を支える拡張性を有していると考えております。

導入事例

様々なスペースがアキッパに駐車場として登録されています。



個人宅駐車場



月極駐車場



更地・空き地



マンション付属
駐車場



コインパーキング



立体駐車場



商業施設駐車場



機械式駐車場



タワーパーキング



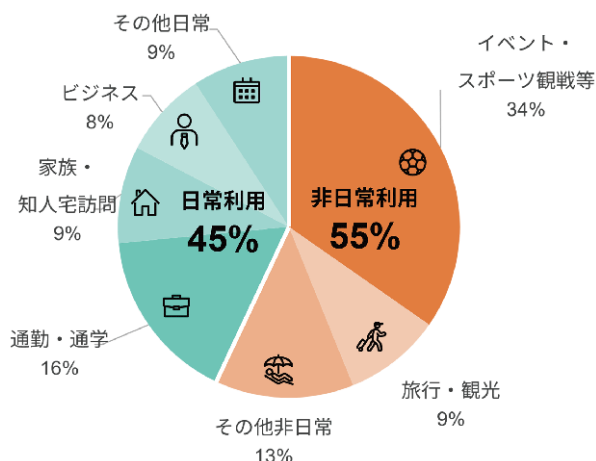
店舗駐車場

(3) 当社プラットフォームにおける需要と供給の属性

本サービスを構成する、需要側及び供給側の特徴は以下のとおりであります。

① 需要側（ユーザーの利用目的）

当社サービスのユーザーの利用目的は多岐にわたりますが、利用目的別の駐車場売上構成比（注１）（2025年12月期）をみると、「イベント」目的での利用が約34%と最も高い割合を占めております。これは、コンサートやスポーツ観戦などの大規模イベント開催時における、会場周辺での確実な駐車スペース確保という強いニーズに应运えているためであります。次いで「通勤・通学」が約16%となっており、日常的・反復的な利用も収益の安定的な基盤を形成しております。その他、「旅行・観光」が約9%、「家族、知人宅訪問」が約9%、「ビジネス」目的が約8%となっており（その他約22%）、非日常的なイベント利用から日常利用、さらには法人等による営業用途のビジネス利用に至るまで、幅広い駐車需要を取り込んでおります。



② 供給側（駐車場の分布及び種別）

当社プラットフォームに掲載されている駐車場のエリア分布（注２）（2025年12月時点）については、「首都圏」が約28%、「関西圏」が約25%と両地域で過半数を占めており、都市部における慢性的な駐車場不足の解消に大きく寄与しております。また、「主要都市」が約13%、「地方」が約34%となっており、地方スタジアム周辺等における車社会特有の駐車ニーズや遊休スペースの収益化ニーズに対応して裾野を広げており、特定の地域に依存しない全国的な供給ネットワークを構築しております。

また、掲載駐車場の種別構成比におきましては、「月極駐車場」が約28%、「個人宅駐車場」が約26%、「店舗駐車場」が約18%、「時間貸し駐車場」が約13%、空き地などの「その他」が約15%となっており、オーナーより多様な駐車場をご提供いただいております。

（注１）利用目的別の駐車場売上構成比は、本サービス予約時にユーザーが選択した利用目的のデータに基づき算出しております。

（注２）エリア分布は、2025年12月時点における掲載駐車場数の構成比であります。なお、各エリアの区分は以下のとおりであります。

首都圏：東京都、神奈川県、埼玉県

関西圏：大阪府、京都府、兵庫県

主要都市：福岡県、愛知県、北海道

地方：上記以外の県

(4) サービスを支える運営体制

① 24時間サポート

当社では、オーナー・ユーザーともに安心してサービスを利用できるよう各種サポート体制を構築しております。具体的には、より素早く手軽にお問合せいただけるようAIチャットによるサポート窓口を設けるとともに、24時間・365日対応の外部委託コールセンターと連携した体制も整備し、緊急時の問合せにも対応しております。現地でのトラブルがあった場合や、利用規約に違反する利用があった場合等には、コールセンターが解決に向けたサポートを行っております。

② ダイナミックプライシングによる需給に応じた料金設定

従来の駐車場料金の設定は、駐車場の稼働率、天候や周辺でのイベントの有無等、価格変動要因が多岐にわたるにも関わらず、駐車場業者が立地条件等により決めた料金に固定されており、静的なものでした。本サービスでは、駐車場の需要と供給のバランスから最適な駐車場料金を動的に設定する「ダイナミックプライシング」という仕組みを採用しております。これにより、周辺のイベント情報、過去の稼働実績等の複数のパラメータを用いて状況に応じた最適な価格設定を駐車場ごとに適用することが可能となり、オーナーの利益最大化とユーザーの利便性向上を図っております。

③ 安全、安心なプラットフォーム

当社が展開するサービスは、取引の場であるプラットフォームを提供することをその基本的性質としております。そのため、プラットフォームにおけるマーケットプレイスの健全性確保を重要課題と位置づけ、各種基準やマニュアルの整備、社内外への関係法令等の周知・啓蒙を実施しております。さらに、取締役会やリスク・コンプライアンス委員会等を通じた健全性確保に向けた職務執行状況のモニタリング体制を構築し、当社が能動的に健全性を阻害するリスクの兆候をモニタリングのうえ、必要に応じて是正、排除等を図る仕組みを運用しております。

このような運営体制の下、当社はユーザー及びオーナーの双方が安心してサービスを利用できるよう、以下の取り組みを推進しております。

a ユーザーが安心して利用できる環境の整備

プラットフォームにおける健全な取引環境を構築するため、当社は、オーナーに対して本サービスへの登録時に運転免許証やパスポート等の当社が定めた本人確認書類による審査を行っております。オーナーに関する情報の正確性及び信頼性を事前に審査することで、ユーザーが安心して駐車場を利用することができる環境を整えております。

加えて、掲載する駐車場については、法令及び条例の遵守、貸出権原、安全な利用環境、掲載情報の正確性を確認するための「駐車場掲載基準」を制定し、掲載経路を問わず、同一の基準で掲載可否を審査しています。審査においては、判断の根拠となる記録を保存するとともに、基準への適合が確認できない駐車場は掲載しない、または掲載を停止いたします。また、掲載後に基準へ適合しない状態を認識した場合は、掲載停止など必要な措置を講じています。掲載後も、ユーザーなどが問題のある駐車場を当社へ通報できる窓口を設ける等、掲載情報の適正性を継続的に確認する仕組みの整備を進めています。

また、本サービスではユーザーが利用後に駐車場のレビューを投稿できます。蓄積されたレビューは、次に利用するユーザーにとって、以下の重要な役割を果たしております。

- ・駐車場選びの判断材料になる：

他のユーザーの評価や写真を見ることで、駐車場の広さや停めやすさを事前に把握でき、自分の車や目的に合った場所かを判断する際の参考になります。

- ・利用時の不安を解消する：

「道が狭いので注意」「看板が目印」といった具体的な口コミは、予約した駐車場へ向かう際や、実際に駐車する際の不安を解消する助けとなります。

これらレビューの蓄積により、評価の高い優良な駐車場が選ばれやすくなるサイクルが生まれます。結果として、プラットフォーム全体の品質が継続的に向上する「自浄作用」が働くとともに、サービスに対する信頼性をより強固にします。

b オーナーが安心して貸し出せる環境の整備

当社は、利用規約において禁止事項を明記し、オーナーが遵守すべき掲載基準をガイドラインとして公開し、オーナーが適正かつ安全に駐車場を貸し出せるようサポートを行っております。

さらに、貸主であるオーナーが安心してスペースをプラットフォーム上で貸し出しできる環境整備の一環として、当社は損害保険ジャパン株式会社と共同で開発した「駐車場シェア専用保険」を全登録駐車場に適用しております。本保険は、駐車場の貸出中に発生する可能性のあるトラブル、すなわち物損事故、人的事故、その他賠償責任をとる一定の損害に対応するものであり、オーナーとユーザー双方の安心・安全な取引を担保することを目的としております。なお、本制度の保険料は、オーナー及びユーザーともに一切の負担はなく、全て当社が負担しております。これにより、オーナーは費用やリスクを懸念することなく空きスペースを公開・運営することが可能となり、結果としてオーナー登録数の着実な拡大とサービス全体の利用促進に寄与しております。

3. 「アキッパ」が選ばれる理由

(1) ユーザー視点

① 駐車場を手軽に事前予約

従来、ドライバーが目的地周辺で駐車場を探す際、「コインパーキングが既に満車である」「周辺に駐車場が見つからず目的地から遠い場所に駐車せざるを得ない」といった課題が生じておりました。本サービスを通じて駐車場を事前に予約することにより、現地での駐車場を探すことがなくなり、目的地周辺でのスムーズな駐車を可能としております。

② 豊富な駐車場と柔軟な予約

2025年12月の月間平均において、本サービスには全国で5.5万台以上の駐車場が登録されており、都市部から郊外まで広範なエリアをカバーしております。そのため、利用者は自身の利用目的や場面に合致した駐車場を容易に検索し、予約し利用することができます。また、15分単位の短時間利用から一日の利用又は複数日まで、利用場面に合わせた予約及び利用を行うことができます。

③ キャッシュレス

予約した駐車場は、プラットフォーム上でクレジットカードやPayPay等により事前に決済することができます。そのため、現地で精算する手間を省略することができます。

(2) オーナー視点

① 迅速かつ簡単に貸し出しができる

スマートフォンアプリ等から本人確認、駐車場情報を登録するだけで、すぐに駐車場を貸し出しすることができます。貸し出し時間や曜日の細かな設定に加え、価格設定もフレキシブルに変更可能なため、オーナーのライフスタイルや稼働状況に合わせた最適な資産運用を実現します。

② 設備投資不要、登録費用固定費なし

本サービスでは、一般的な駐車場運営に必要とされる精算機やゲート等の設備投資、登録料や月額固定費は不要であります。ユーザーが駐車場を利用した場合のみ手数料が発生する仕組みで、手軽に遊休地を収益化することができます。

③ 地域社会及び利便性向上への貢献

本サービスを通じて空きスペースを公開することにより、周辺施設でのイベント開催時等における慢性的な駐車場不足の解消や違法駐車の削減、周辺道路の混雑緩和に貢献することができます。これにより、オーナーは所有する遊休資産を通じて、地域社会やドライバーの課題解決に直接寄与することが可能となっております。

< 当社の強み >

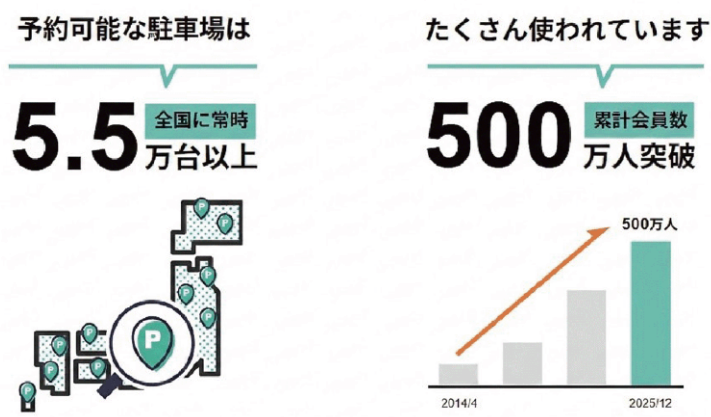
1. 高い市場シェア

2025年12月における月間平均掲載駐車場数は、全国で約5.5万台に達しております。また、累計ユーザー会員数は500万人を超えており、現ユーザー会員数（注）についても同水準の500万人以上を維持する等、ユーザーの高い定着率を獲得しております。その結果、駐車場予約という市場カテゴリーにおいて駐車場数・会員数ともに国内最大級の規模を有しております。

この高い市場シェアは、「アキッパなら駐車場が見つかる」というユーザー側の期待と、「アキッパなら安心して貸し出せる」というオーナー側の信頼を相互に創出する、強力なネットワーク効果の源泉となっております。これに加え、長年の運営で蓄積された独自のオペレーション・ノウハウが、後発企業に対する参入障壁の一つとして機能しております。過去には豊富な資本力を持つ複数の企業が同市場へ参入した事例もありますが、当社は現在まで持続的な事業基盤を拡大しております。

このように、当社の強みは単なる規模の大きさにとどまらず、後発企業が容易に模倣できない持続的な競争優位性にあると考えております。

（注）現ユーザー会員数とは、現在も有効な会員資格を有するユーザー会員の数をいいます。



2. 営業力とプロダクト開発力の双方を兼ね備えた組織力

本サービスの成長には、掲載される駐車場数の拡大（供給）と、優れたプロダクトによるユーザー拡大（需要）の両輪を回し続ける必要があります。当社の最大の強みは、営業担当者及び代理店等の人的なネットワークを通じて駐車場オーナーを開拓する強力な「リアル営業力」と、ユーザー及びオーナー双方の利便性を高めるソフトウェア等のプロダクトを自社で開発する「テクノロジー開発力」を双方持ち合わせ、この2つが密接に連携して互いを加速させる成長サイクルを組織内に構築している点にあります。

営業面では、個人から中小・大手企業まで幅広い顧客ターゲットへアプローチするため、それぞれに強みを持った幅広い営業人材からなる営業組織を組成しております。加えて、代理店制度を整備し、駐車場開拓を担う複数のパートナーと契約し、自社のみではカバーできない広範なエリアへのアプローチを可能としております。また、SOMPOホールディングス株式会社及び損害保険ジャパン株式会社との業務提携により、同社の保険代理店ネットワークを通じた駐車場開拓も可能となっております。

一方で、テクノロジー開発面においては、多数のエンジニア人材が在籍し、ユーザーの利便性向上や新たなユースケースの創出、オーナーがより便利かつ満足して駐車場を貸し出せるプロダクトの開発を推進しております。直近の代表例として、2025年4月に正式リリースした新機能「オーナーモード」では、オーナーが自身のスマートフォン上で簡単に駐車スペースを登録し、より自主的に裁量をもって駐車場を運営・収益化できるようになりました。その結果、当社のサポートコストの削減にも寄与することが見込まれます。その他にもスマートロックやAIカメラを用いた予約不要なキャッシュレス駐車場の実証実験等、ハードウェアとソフトウェアを組み合わせたサービス開発も行っております。このように、足元のサービス改善と未来の成長機会を創出する事業開発を両輪で進めております。

3. テイクレートの高さ

当社は、高い市場シェアを背景に、原則53.7%と高いテイクレート(取扱高に対する手数料率)を実現しております(2026年6月末時点)。

この高いテイクレートを実現できる理由は、当社が駐車場を「貸したい」オーナーから高い支持を得ており、業界トップクラスのシェアと利用実績を確立しているからと考えております。通常、プラットフォームは貸し手を集めるために手数料を低く設定しがちですが、当社には数多くの会員基盤に裏付けられた強力な集客力があります。そのため、高い手数料率でも「アキッパなら確実に予約が入り、収益を生み出せる」という強い信頼からオーナーに選ばれ続けております。この事業規模に裏付けられた収益性の高さが、さらなるサービス品質の向上と、持続的な成長を可能にする源泉となっております。

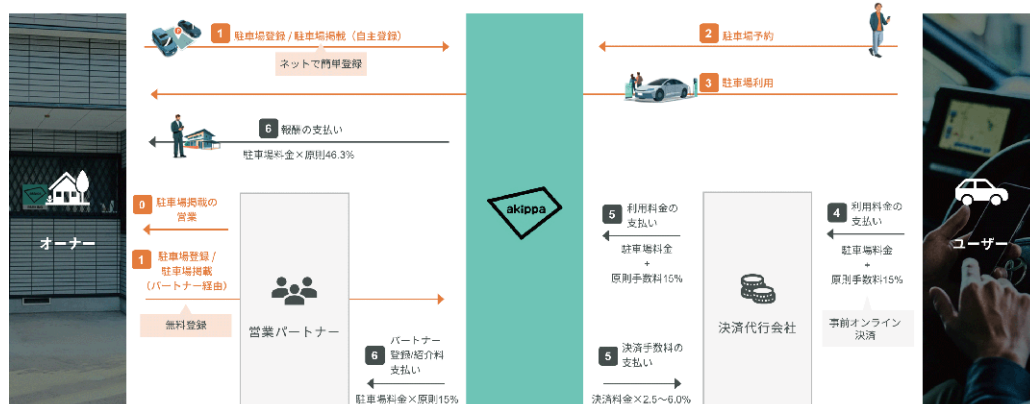
4. アセットライトなビジネスモデル

当社のビジネスモデルは、自社で駐車場資産を保有・管理する伝統的な駐車場運営事業者とは対照的に、既存の遊休資産を活用する『アセットライト』な点に特徴があります。

一般的な駐車場事業が、自社で土地や駐車場設備を資産として保有・賃借する「アセットヘビー」なモデルであることが多いのに対し、当社は駐車場資産を原則保有せず、オーナーの遊休資産をプラットフォーム上で活用します。このアセットライトな構造は、高い成長スピードをもたらします。設備投資が不要なため、サービス提供エリアや駐車場数を早期拡大し、高い市場シェアを短期間で確立します。同時に、少ない自己資産で大きな取扱高を生み出すことができるため、資産回転率は伝統的な駐車場事業者を上回り、高い資産効率が実現可能となります。

[事業系統図]

事業の系統図は、以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(その他の関係会社) SOMPOホールディングス 株式会社	東京都新宿区西新 宿一丁目26番1号	100,045	保険持株会社	(33.5)	営業上の取引

(注) 有価証券報告書を提出している会社となります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2026年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
61 [26.3]	36.9	6.29	6,592

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者、及び執行役員を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、アキッパ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

(1) 経営方針

当社は「“なくてはならぬ”サービスをつくり、みんなの「こまった！」をなくす。その積み重ねで世界をよりよくする。」をパーパス(存在意義)と定義しております。

上記パーパスの下、当社は「人々がリアルで会うときの困りごとを、世界中で解決する。」をミッション(果たすべき使命)として、「人と人」、「人と体験」とがリアルで出会う過程における障壁に着目し、それらを解消するサービスを提供することを目指します。そして、「世界一のモビリティプラットフォームをつくる。」をビジョン(中長期で目指す姿)に掲げ事業を運営しております。

また、これらを実現するために本質的に持つべき価値観として以下のバリューとホスピタリティ・カルチャーを定め、社員に展開しております。

《バリュー / Value》



《ホスピタリティ・カルチャー / Foundations》



(2) 経営環境

当社が主たる事業を展開する駐車場プラットフォーム市場においては、モビリティ社会の変革や都市インフラの効率化、並びにデジタル技術の進展を背景に、大きな構造転換期を迎えております。

行政動向におきましては、令和7年5月に国土交通省より「持続可能なまちづくりと都市交通の実現に向けた駐車場マネジメントの推進のためのガイドライン」が公表される等、従来の画一的な駐車場供給（「受け身の駐車場政策」）から、都市政策や交通需要と連携した積極的な管理（「攻めの駐車場政策」）への転換が国や地方公共団体において本格化しております。中心市街地への過度な車両流入による渋滞の発生、車種ごとの需給の不一致、あるいは都市部における低未利用土地（青空駐車場等）の発生といった外部不経済を解消するため、統合的な政策に基づいて駐車スペースの量や配置を適切に把握し、効率的にマネジメントしていく必要性が急速に高まっております。

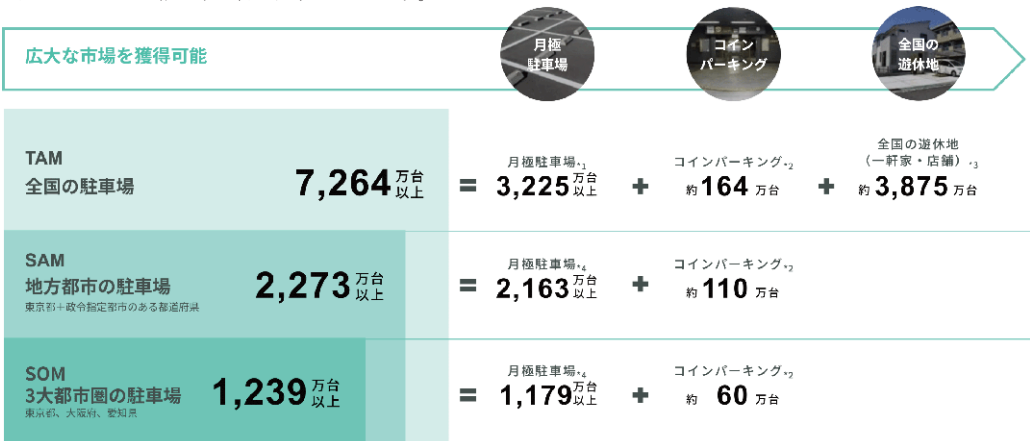
このような環境下において、当社のコアターゲットとなる駐車場市場については、駐車場法等の基準に基づき届出が義務づけられる駐車場の整備状況が把握可能である一方、コインパーキングや月極駐車場の多くは届出制ではないため、その実態を正確に把握することが困難であります。総務省統計局「2024年全国家計構造調査」によれば、全国の1世帯当たりの1ヶ月間の駐車場借料の平均支出額は1,558円であり、年間では18,696円となります。（注1）また、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」によると、2025年1月1日時点の全国の世帯数は約6,129万世帯となっております。（注2）これらを前提とした場合、1年間の世帯当たり支出額に世帯数を乗じた駐車場市場の規模はおおよそ1兆1,458億円と推計いたします。このように、届出制駐車場と非届出制駐車場の双方を含む広範な市場が想定されるものの、正確な統計情報が存在しないことから、当社としては上記推計値を基礎データの一つとして位置づけております。

さらに当社では、提供するサービスの潜在的な成長性を把握するため、アプローチ可能な駐車場台数をベースとしたターゲット市場の分析を行っております。具体的には、市場全体の総量を示す「最大獲得可能市場（TAM）」、当社がアプローチ可能な「有効獲得可能市場（SAM）」、及び直近で獲得を目指す「現実獲得可能市場（SOM）」の3つの段階に分類して算出しております。

第一に、最大獲得可能市場（TAM）となる全国の潜在的な駐車場台数は、7,264万台以上と推計しております。その内訳は、月極駐車場（注3）が3,225万台以上、コインパーキング（注4）が約164万台であります。これらに加え、個人宅の一軒家や店舗等に付随する全国の遊休地（注5）が約3,875万台含まれており、これが当社の最も広範な潜在市場となります。

第二に、有効獲得可能市場（SAM）として、東京都及び政令指定都市のある都道府県（地方都市）の駐車場台数は、2,273万台以上と推計しております。その内訳は、月極駐車場（注6）が2,163万台以上、コインパーキング（注4）が約110万台となっております。

第三に、現実獲得可能市場（SOM）として、当社が主要なターゲットとしている3大都市圏（東京都、大阪府、愛知県）の駐車場台数は、1,239万台以上と推計しております。その内訳は、月極駐車場（注6）が1,179万台以上、コインパーキング（注4）が約60万台であります。



*1. 全国の自家用車保有台数61,839,584台（国土交通省自動車保有台数2026年3月）に推定して算出した一軒家の駐車場台数を減算して算出。*2. 一時利用有料駐車場（コインパーキング）市場に関する実態分析調査・2021年。*3. 一軒家の駐車場数は一戸建てに住居する世帯数2,932万世帯（住宅・土地統計調査 令和5年）に世帯当たり自家用車保有台数1,009（一般財団法人自動車検査登録情報協会公表令和7年自家用乗用車の世帯当たり普及台数）を乗算して算出。店舗の駐車場数はショッピングセンターの総数3,013店舗（SC白書2025）にイオンモールの店舗あたり駐車場台数の平均3,045台（イオンモール株式会社 サステナビリティデータブック2024）を乗算して算出。*4. 月極駐車場とコインパーキングの都道府県ごとの分布は同様であると仮定し、全国の月極駐車場台数をコインパーキング台数で案分して算出。

国や地方公共団体、民間事業者が一体となって駐車スペースの効率的な適正化を目指すこの公的トレンドは、社会に眠るあらゆる「駐車可能なスペース」を供給源としてマッチングを行う当社のビジネスモデルにとって極めて強い追い風となっております。当社は、この広大な潜在市場に対してデジタル技術を導入し、需給不一致の解消と資産価値の最大化を図ることで、社会的課題の解決と持続的な事業成長を同時に推し進めていく環境にあると認識しております。

(注1)総務省統計局「令和6年全国家計構造調査(全国 家計収支に関する結果 [家計総合集計])」

(注2)総務省自治行政局(住民基本台帳関係)「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(令和7年1月1日現在)資料2」

(注3)全国の自家用車保有台数61,839,584台(国土交通省自動車保有車両数2026年3月)に推定して算出した一軒家の駐車場台数を減算して算出

(注4)一時利用有料駐車場(コインパーキング)市場に関する実態分析調査・2021年

(注5)一軒家の駐車場数は一戸建てに住居する世帯数2,932万世帯(住宅・土地統計調査 令和5年)に世帯当たり自家用車保有台数1,009台(一般社団法人日本自動車工業会公表令和7年度乗用車市場動向調査)を乗算して算出。店舗の駐車場数はショッピングセンターの総数3,013店舗(SC白書2025)にイオンモールの店舗当たり駐車場台数の平均3,045台(イオンモール株式会社 サステナビリティデータブック 2024)を乗算して算出。

(注6)月極駐車場とコインパーキングの都道府県ごとの分布は同様であると仮定し、全国の月極駐車場台数をコインパーキング台数で案分して算出

(3) 社会課題の解決と当社の事業機会

上記のような市場環境に加え、当社事業の背景には以下のような社会的課題が存在しております。これらの解決に対する社会的要請の高まりが、当社のビジネスモデルに対する需要を押し上げ、事業成長を牽引する強力な経営環境となっております。

① 一時貸し駐車場の構造的不足と需給の不一致

国内においては、一時利用の駐車需要に対して供給が十分とはいえない構造的な課題が継続している実態があります。国土交通省の統計資料（注）によれば、2024年度末の自動車保有台数は約7,861万台であるのに対し、月極や住宅の車庫を除いた駐車場は約568万台にとどまり、自動車1万台当たりの駐車台数は2014年度末の631.9台から2024年度末には723.5台へと増加傾向にあるものの、一時貸し駐車場の慢性的な不足は依然として解消されたとはいえない状況にあります。さらに、駐車需要は地域や時間帯、車種、利用目的によって偏り（需給の不一致）がある一方で、個人宅の空きスペースや未活用の月極駐車場等の潜在的な遊休資産をコインパーキングとして運用するには、高額な初期投資や設備要件といったハードルが存在し、容易に供給拡大へ結び付けることは困難であると考えております。

（台数）

	2024年度末(A)	2014年度末(B)	A／B
都市計画駐車場	105,639台	119,943台	0.88
届出駐車場	1,998,531台	1,699,455台	1.18
附置義務駐車施設	3,583,037台	3,068,737台	1.17
路上駐車場	533台	606台	0.88
計	5,687,740台	4,888,741台	1.16
自動車保有台数	78,619,088台	77,080,842台	1.02
自動車1万台当たり駐車台数	723.5台	631.9台	1.14

都市計画駐車場： 都市計画に必要な位置に適正な規模で永続的に確保され、またその対象とする駐車需要が広く一般公共の用に供すべき基幹的なものであり、都市計画に定められた路外駐車場をいう。

届出駐車場： 都市計画区域内で自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場を設置し、その利用について駐車料金を徴収する駐車場。

附置義務駐車施設： 地方公共団体の条例により、一定規模以上の建築物の新増設の際に義務として整備された駐車場施設。

駐車場が圧倒的に不足



（注）国土交通省『自動車駐車場年報 令和6年度版(2024年)』

② 路上駐車及び「うろつき交通」による社会的損失

この一時貸し駐車場の構造的不足と需給の不一致という構造問題は、都市交通において深刻な社会的損失を引き起こしております。警察庁交通局の資料（注）によれば、東京都23区内における瞬間路上駐車台数は約43,908台にのぼり、これらは幹線道路等における交通渋滞の要因となるほか、駐車車両に起因する交通事故等の深刻な原因となり得ることから、都市交通の円滑化と安全性確保の観点で重大な課題となっております。また、必要な場所に駐車場が不足しているため、駐車場を探すために車両が周辺を走行する「うろつき交通」が発生し、中心市街地での渋滞悪化や歩行者の安全性低下を招いております。こうした状況が進行すると、土地の低未利用地化や配置の適正化が妨げられ、中心市街地の魅力や回遊性の低下を招き、まちの活力をさらに下げるといった負の循環が生じるおそれがあります。

（注）警察庁交通局『令和6年11月 駐車対策の現状』

③ 地域の伝統イベントにおける交通課題と持続可能性

さらに、これら日常的な駐車場不足の課題は、地域の伝統的な花火大会や大規模なお祭り、プロスポーツの試合等のイベント開催時において、特定の地域及び時間帯に爆発的な駐車需要が集中するという極端な形で顕在化いたします。

十分な駐車インフラが確保されていない地域イベントにおいては、会場周辺への車両集中により激しい交通渋滞や広範な違法路上駐車が誘発され、救急車両の通行妨害や地域住民の安全性の低下といった深刻な「交通課題」が発生しております。

加えて、昨今の人件費や原材料費、警備・安全対策費用等の高騰はイベント主催者側の財政を著しく逼迫させており、「交通障壁の解消コスト」と「運営費用の増大」の二重の負担により、地域の貴重な伝統文化やコミュニティイベント、観光資源そのものが資金不足によって開催・継続が困難になるという、持続可能性（サステナビリティ）に関わる重大な社会課題が近年深刻化しております。

④ 「アキッパ」による課題解決アプローチと事業機会

当社は、単に駐車場の新設を図るという従来型の発想ではなく、既存の不動産ストックを有効活用しつつ、一時貸し駐車場不足の緩和に資する手段を整備することが現実的かつ有効な方向性であると認識しております。当社が展開する本サービスは、駐車環境のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進することで、前述した社会課題に対する具体的なソリューションを提供し、同時に当社の成長基盤を確立しております。

i 駐車スペースの供給拡大とマッチング最適化

従来のコインパーキングで課題となっていた高額な初期投資や設備要件といったハードルを、本サービスが解消しております。月極駐車場の空き区画や個人宅の駐車場など、これまで活用されていなかった未活用の月極駐車場等の遊休資産を、設備投資不要かつ完全成果報酬型で一時貸し駐車場として提供できる仕組みを構築いたしました。これにより、市場における駐車場不足を緩和するとともに、デジタル技術を用いて需要と供給を最適に結びつけております。

ii 路上駐車及び「うろつき交通」の解消

一時貸し駐車場の探索走行に起因する「うろつき交通」や違法路上駐車に対し、スマートフォンアプリ等を通じた事前検索・事前予約・オンライン決済の一元的体験を提供することで解決を図っております。ユーザーは現地到着前に駐車場を確保できるため、駐車場を探し回る無駄な走行や「満車による不確実性」から解放されます。これにより、中心市街地における交通渋滞や交通事故リスクを低減し、排気ガスの削減や歩行者の安全性向上といった都市交通全体の円滑化に寄与しております。

iii 駐車場予約と収益分配モデルによるイベント周辺の渋滞緩和と運営財源の創出による地方創生

大規模イベント等において、会場周辺の公式駐車場や未活用スペースを事前予約制・有料化する仕組みを提供しております。来場者車両による渋滞や違法路上駐車を抑制して円滑なイベント運営を可能にすると同時に、駐車場運営から得られる収益の一部を報酬としてイベント主催者へ還元いたします。これにより、警備費増や物価高騰等に直面する主催者の財源不足を直接補い、地域の伝統イベントの継続的な開催と持続可能性の確保を実現しております。

上記3つの課題解決を通じて、ユーザー、オーナー、イベント主催者、並びに地域社会の各ステークホルダーから支持を獲得し、国内最大級の会員基盤と掲載駐車場数を確立しております。この強力な事業基盤から生み出される収益をプロダクトや管理システムの進化へ継続的に再投資することで、社会インフラとしてのプラットフォーム価値を自立的に向上させる持続的な成長サイクルを確立しております。



(4) 経営戦略等

当社は、パーパスである「“なくてはならぬ”サービスをつくり、みんなの「こまった！」をなくす。」を事業活動の根幹に据え、人々がリアルに移動し、集い、出会う場面における課題に向き合い続けております。そのうえで、ミッションである「人々がリアルで会うときの困りごとを、世界中で解決する。」を着実に果たしていくため、駐車場を起点としたモビリティ領域において事業を展開しております。また、当社は中長期で目指す姿として「世界一のモビリティプラットフォームをつくる」というビジョンを掲げており、その実現に向けた第一歩としてブランドミッションに掲げる「どこでもスマート駐車場」の社会的な実装を推進しております。

当社の成長戦略は、以下の3段階が段階的かつ相互に連動する構造として設計しております。第一に、既存の予約利用を前提とする駐車場マーケットプレイスにおけるネットワーク効果を最大化し、収益基盤を確立いたします。第二に、駐車場予約を起点として、月極駐車場、EV充電関連サービスその他周辺領域へのマルチプロダクト展開及びM&Aを通じて市場カバレッジを拡大いたします。第三に、AI技術を活用した事業基盤の高度化とEV充電・自動運転時代を見据えたインフラ価値の拡張により、次世代のモビリティインフラへの発展を目指してまいります。なお、これらの各段階は順次完了するものではなく、重なり合いながら並行して推進し、相互に強化し合う構造としております。各段階の取り組みが次の成長の土台となることで、累積的な競争優位を構築してまいります。

加えて、国土交通省は令和7年5月に「持続可能なまちづくりと都市交通の実現に向けた駐車場マネジメントの推進のためのガイドライン」を取りまとめ、駐車場政策を従来の需要充足型から、DX推進・モビリティハブ化・需給マネジメント・脱炭素対応・自動運転対応を包含する政策体系へ転換する方針を明示しております。当社が推進する事業戦略の方向性は、こうした政策動向と軌を一にするものと認識しており、この環境変化を積極的に活かしてまいります。

これらを踏まえた具体的な経営戦略は、以下のとおりであります。

① 既存事業のさらなる拡大と収益構造の進化(戦略的な駐車場拡大)

当社が展開する駐車場マーケットプレイスは、駐車場の供給が増加することで利用者の利便性が高まり、利用者の増加がさらに新たな駐車場の参画を促すという、ネットワーク効果を伴う成長構造を有しております。この自己強化的な成長循環を安定的かつ継続的に機能させることが、既存事業の成長における中核であると認識しております。当社は、この成長循環を加速させるため、当社及びパートナーからなる営業組織による戦略的な駐車場開拓と、オーナーが自律的に駐車場を掲載する「オーナーモード」の普及を両輪として、駐車場の供給数を拡大いたします。また、不動産管理会社等とのシステム面の連携や、新規ユーザー獲得の接点となる大規模イベントでの受託推進を通じて、利用者の利便性向上とさらなる供給増を促してまいります。



② ユースケース拡張による利便性の向上と対象市場の拡大

人々の移動シーンにおいては、事前予約のみでは対応しきれない、多種多様な駐車ニーズが存在しております。そのため、予約制に加え、マンスリー単位でのサブスクリプション型（定額制）等や、予約を必要としない即時利用（ドロップイン）等、多様な駐車ニーズに対応する複数のサービス形態を組み合わせた事業展開を推進いたします。

特に事前予約を必要としないドロップインについては、現地にスマートロック等のハードウェア機器を設置し、当社のソフトウェアと連携させた「スマート駐車場」として展開いたします。これにより、予約を必要としない現地での突発的な利用ニーズ（コインパーキング等で発生する需要領域等）にも対応が可能となり、アプリを通じた「事前の計画的需要」から「突発的な現地需要」へと対象市場を大きく拡張いたします。現地でのキャッシュレス決済により集金業務を不要とする等、設備投資や運営コストを抑えたアセットライトかつ高ROIな展開が可能となり、後述するM&Aのロールアップ戦略の強力な基盤となります。あらゆる移動シーンを網羅することで、一人のユーザーに当社のサービスを長く・多く利用していただき、顧客生涯価値（LTV: Life Time Value）の最大化を目指します。

■ プロダクト拡充でのユースケース拡大



ドロップイン（即時利用）

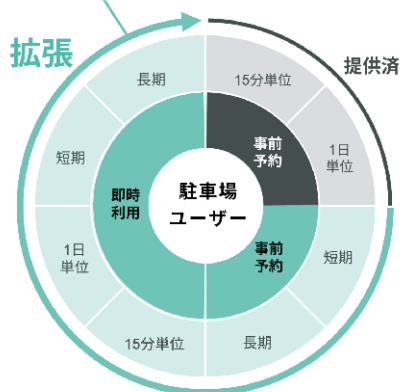
現地で即利用できる仕組み
ソフトウェアとハードウェアを組み
合わせて実現



サブスク（月極利用）

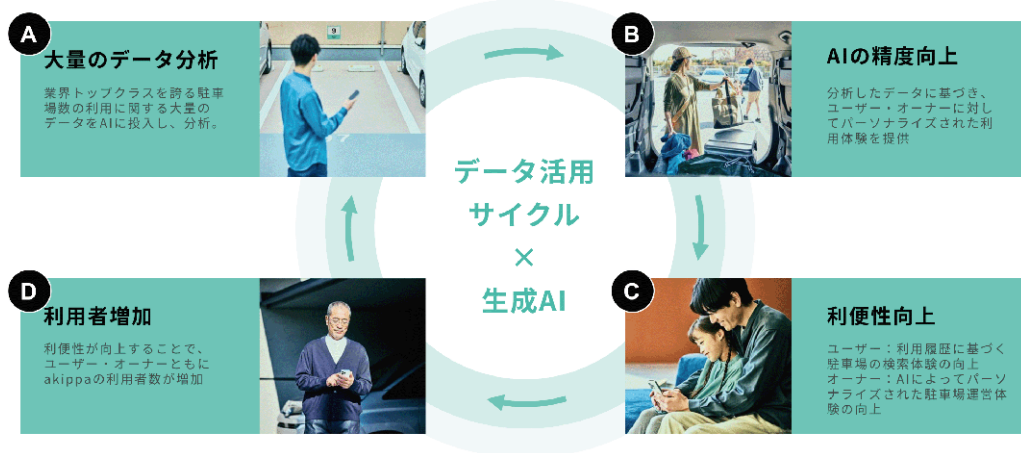
月単位・年単位等での中長期的な利用
ソフトウェアの機能開発により、
予約機能をより拡張していく

あらゆる移動シーンの利用ニーズに対応



③ テクノロジー・AIを駆使した進化

当社は、リアルなアセットとデジタルを融合させるテクノロジー開発力を強みとしており、事業規模の拡大にともない蓄積される膨大な利用データをAI技術によって分析・活用することが、需給マッチングの最適化と効率的なオペレーションを両立させる鍵であると考えております。このAI活用は、エンジニアリングにおける開発スピードの加速やプロダクト品質の向上にとどまらず、カスタマーサポートや営業支援、バックオフィスを含む全社的な業務プロセスの自動化・省力化にまで及び、積極的に社内導入することで事業規模の拡大に比例しないローコストな運営体制の構築を推進しております。また、蓄積されたデータに基づき、最適なレコメンドの提示や、ダイナミックプライシングの精度向上を通じて収益最大化の支援を目指します。このように、データとAIを事業基盤の核心に組み込み、継続的にアルゴリズムを深化させることで、ユーザー及びオーナーの利便性向上とプラットフォーム価値の自律的な向上を同時に実現する、持続可能な成長モデルを構築してまいります。



④ M&Aによる非連続成長

国内駐車場市場は数兆円規模を有しながらデジタル化が著しく遅れており、この構造的な非効率性が当社にとってのM&A機会を生み出しております。売り手側においては、中小コインパーキング事業者における後継者不在の加速、新紙幣対応の精算機更新やインボイス制度対応等に伴う設備投資負担の増大、さらには上場企業を中心としたノンコア事業整理の動き等が進行しており、譲渡ニーズは構造的に拡大していると分析しております。当社は、これらの機会を捉え、既存の駐車場運営事業者や不動産管理会社をターゲットとしたM&Aを積極的に検討してまいります。

買収した駐車場に対して、フラップレス化（車室を仕切る機器をなくす仕組み）やキャッシュレス決済、AIによる価格最適化等、当社のデジタル技術を導入し「スマート駐車場」化による駐車場のバリューアップを実現するロールアップ戦略を推進いたします。これにより、駐車場の利用形態の多様化に伴う稼働率の向上や運営コストの削減を短期間で目指します。その他、M&Aを活用しながら新規事業開発やビジネス連携を推進し、自社開発による内部成長とM&Aによる外部成長を組み合わせることで、スピード感をもって市場シェアの拡大を戦略的に推進してまいります。

M & Aのターゲティング



M & Aの実効性及び体制

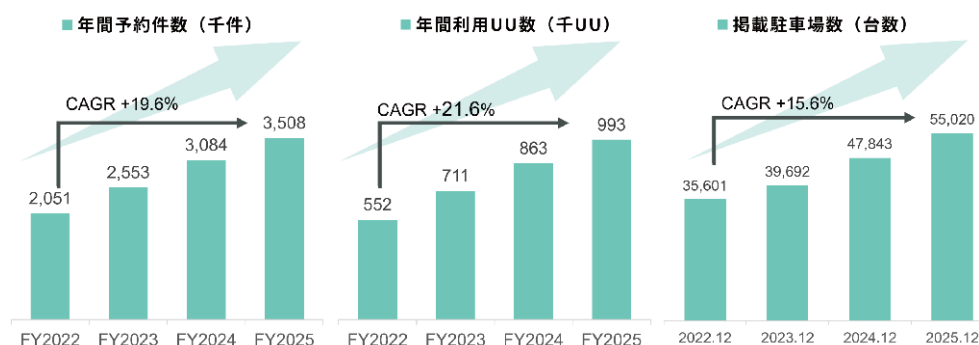
成長重視のM & A戦略	意思決定プロセス	財務戦略に基づくM & Aの遂行
・ 単に事業承継するのではなく、アキッパとのシナジーを確認し、事業成長の柱となる企業を買収 ・ マジョリティ出資のみならずマイノリティ出資における関係性を構築するケースも想定	・ CEOの人脈や業界知見、COOのM&A経験、CFOのファイナンスの知見を最大限に活かし、スピード感のある意思決定をおこなう体制を構築 ・ M & Aプロセスについても、DD〜PMIまで一気通貫で行う体制を構築	・ デッドファイナンスや株主交換を有効活用したM & Aを実施 ・ のれん額や自己資本比率などの財務規律を設定

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

当社のミッション・ビジョンの実現及び継続的な企業価値向上を達成するために、売上高、売上総利益、予約数、利用UU(注1)、及び掲載駐車場数(注2)を利益経営上の重要な指標としております。

また、それらの拡大・向上のためには、ユーザーニーズを的確に捉えたプロダクトの開発とマーケティング、また利用ニーズの高い駐車場の獲得と最適なプライシングによる、需要と供給のマッチングの最大化が必要であります。それらの活動の検討及び達成状況を判断する上で、予約数(注3)及び掲載駐車場数が当社における事業の根幹であると考え、その推移を重要な指標として位置づけております。

	第14期 (2022年度)	第15期 (2023年度)	第16期 (2024年度)	第17期 (2025年度)	第18期 (2026年度 2 Q)
売上高(千円)	2,081,784	2,618,924	3,191,177	3,828,291	1,915,622
売上総利益(千円)	995,300	1,271,708	1,592,247	1,928,149	1,000,446
予約(数)	2,051,613	2,553,318	3,084,796	3,508,174	1,820,002
利用UU(人)	552,703	711,841	863,423	993,264	606,928
掲載駐車場数(台)	35,601	39,692	47,843	55,020	58,870



(注1) 利用UUとは、各期に駐車場を利用し支払いを行ったユーザー数のうち、重複を除いた数をいう。

第14期から第17期は各事業年度の年間合計利用UU数を、第18期につきましては2026年1月から6月までの6ヶ月間における合計利用UU数を記載しております。

(注2) 第14期から第17期は各年度の12月度の掲載駐車場数を、第18期は6月度の掲載駐車場数を記載しております。

(注3) 本サービスにおいて、対象期間内に予約が完了した予約のうち、キャンセルされた予約も含めて、予約完了日ごとに件数集計したもの

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① 駐車ニーズを満たす駐車場の確保

当社プラットフォームに登録されている駐車場は全国各地に広がっており、現在も継続的に増加しております。一方で、人々の駐車ニーズは、イベントやコンサート、通勤・通学、旅行、ショッピング等多岐にわたり、利用される時間帯や場所も多様化しております。こうした多様なニーズに対し、当社は現状、駐車場の供給が十分に追いついていないエリアや時間帯があることが喫緊の課題であります。

「いつでも、どこでも駐車場が見つかる」というユーザーの期待に応えるため、引き続き、駐車場数の拡大に注力してまいります。

② 「駐車場は予約する」という文化の醸成と、サービス認知の向上

車での移動時に「駐車場を予約する」という行動様式は未だ発展途上であり、市場自体の社会的認知向上が課題です。当社はマーケットリーダーとして、この新しい行動様式や文化の醸成を牽引するとともに、当社サービスが第一想起されるポジショニングを確立してまいります。

自社による市場調査の結果、当社サービスは高い顧客満足度を得ている一方で認知度が低く、認知度拡大が直接的な利用者増加につながる大きな成長余地を有していると分析しております。今後は、投資対効果を厳格に管理しつつ、効果的なマーケティング施策を段階的に実行し、潜在顧客層の獲得とさらなる認知拡大を推進してまいります。

③ サービスの安全性・健全性、及びプラットフォームの安定性

Eコマースサービスやソーシャルメディア等の普及と、それに伴う不正利用の巧妙化の流れを受け、インターネット上のプラットフォームサービスの安全性維持に対する社会的要請は一層高まりを見せております。当社は、安心・安全な取引の場を提供するため、サービス及びプラットフォームそのものの安全性・健全性確保に向けて継続的に取り組んでまいります。

また、当社はインターネットを介したサービス提供を行っているため、そのシステムを安定的に稼働させることが重要になります。そのために、既存のプログラム等を最適にアップデートし続けるとともに、そのための人員確保、教育・研修等にも努めてまいります。

④ 優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社の持続的な事業成長には、優秀な人材の確保と定着が重要な課題であると認識しております。特に、リアルな資産である駐車場を対象としつつ、テクノロジーを軸に事業を展開する当社においては、技術・プロダクト、営業、マーケティング等の各分野で高い専門性や企画力、戦略性を持つ人材の確保が不可欠であります。

採用競争が激化するなか、採用ブランディングの強化やリファーマル採用の推進等、当社のバース・ミッション・ビジョンに共感するタレントを惹きつけるとともに、多様な働き方を支援する人事制度のアップデートを継続いたします。個々の能力を最大化するタレントマネジメントを通じて、組織全体の生産性とエンゲージメントを向上させてまいります。

⑤ 生成AI等の新技術・データ活用による事業基盤の高度化

近年、生成AIをはじめとする新たな技術が急速に発展しており、これらをいかに活用するかが、企業競争力の維持・向上や他社との差別化において極めて重要な要素となっております。当社においても、これらの技術を自社の経営に適用し、業務の効率化や意思決定の高度化、サービスの質的向上に結び付けることが、今後の持続的成長を実現する上での重要な課題であると認識しております。一方、当社は、ユーザーの予約行動、駐車場の利用実績、時間帯別稼働率、エリア別需要傾向等、日々のサービス運用を通じて蓄積される多様なデータを保有しておりますが、これらの活用は限定的であります。

当社は、保有する多様なデータと生成AI技術の融合を競争優位の源泉と位置づけ、データ収集からAIによる解析、実業務への適用に至る「データ活用サイクル」を戦略的に構築してまいります。このサイクルの運用を通じて、サービス価値の最大化を図るとともに、テクノロジー駆動による持続可能な成長基盤を確立してまいります。

⑥ M&A推進体制の整備及び規律ある財務戦略の推進

今後の非連続的な成長を牽引するM&A戦略において確実な企業価値向上につなげるためには、実効性ある推進体制と財務マネジメントの確立が重要であると認識しております。具体的には、案件発掘から買収後の統合までを組織横断で迅速に推進できる組織体制を整備するとともに、グループガバナンスの強化を進めてまいります。また財務面においては、銀行借入等を活用しながら成長加速に向けて機動的な資金調達を行う一方で、持続的な成長を支える厳格な財務規律を厳守し、リスクの適切なコントロールを徹底してまいります。これら体制基盤の強化と規律ある財務戦略を一体として推進し、確実な外部成長の実現を図ってまいります。

⑦ 情報管理体制の強化

当社は、会員の個人情報を多く預かっており、安心して当社サービスを利用いただくためにも、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報保護方針及び社内規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備等を継続して行なってまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) サステナビリティに関する考え方

当社のパーパス(存在意義)は、「“なくてはならぬ” サービスをつくり、みんなの『こまった!』をなくす。その積み重ねで世界をよりよくする。」であります。私たちはこのパーパスの下、事業活動を通じて社会課題の解決に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

(2) ガバナンス

当社における、CorporateDivisionを主管部署としてサステナビリティ関連のリスク及び機会を把握・管理しております。主管部署は関連部門と連携してリスク及び機会の識別・評価を行い、その内容をリスク・コンプライアンス委員会へ報告しております。リスク・コンプライアンス委員会は当該内容について審議し、重要事項については取締役会へ報告しております。取締役会は報告を受け、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する方針及び対応状況を監督しております。

(3) リスク管理

当社は、サステナビリティ関連のリスク及び機会について、CorporateDivisionを中心に関連部門と連携し、事業活動に与える影響の識別・分析を行っております。識別されたリスク及び機会については、事業への影響度及び発生可能性等を考慮して評価を行い、重要性の高い事項をリスク・コンプライアンス委員会において審議しております。

リスク・コンプライアンス委員会では、重要なリスクに対する対応方針及び管理状況の確認を行うとともに、新たな事業機会についても検討を行っております。審議結果のうち重要な事項については取締役会へ報告し、取締役会の監督の下で対応策の推進及び進捗管理を行っております。

(4) 人材に関する戦略

当社は、人的資本が経営戦略を確実に具現化するための「実行力」そのものであると定義しております。持続的な企業価値向上に向けて、当社のコア事業と密接に連動した組織能力へ最適な資本配分を行い、成長性・収益性・参入障壁を強化することを人的資本投資の基本思想としております。これら戦略を“実装”する組織能力への投資として、当社の事業計画や未来組織図の構想と連動した「動的人材ポートフォリオ」を策定し、事業フェーズに応じた人材投資ロードマップに基づき、必要とされるケイパビリティの獲得を段階的に推進しております。

これら成長エンジンの実行力を支える組織基盤(組織OS)においては、性別、年齢、国籍、キャリア等の属性を問わず、多様な人材がその専門性や視点を活かせる環境整備を進めております。誰もが心理的安全性を確保した上で高い目標に挑戦でき、「社員の成長が会社の成長に直結する」という考えの下で自律的なキャリア形成を支援することが、組織能力の再現性を高める基盤になると考えております。

(5) 指標及び目標

多様な人材の確保を含む人材育成及び社内環境整備に関する指標、当該指標を用いた目標及び実績については、現時点において指標を定めていないため記載しておりませんが、投資対効果や組織の持続可能性を評価する軸として、採用の質、人員一人当たり売上総利益などの「生産性」、エンゲージメントスコア(eNPS)等の「組織健全性」を同時にモニタリングし、強固な組織体制の構築に取り組んでいく予定です。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。また、以下の記載は当社の事業若しくは当社株式への投資判断に関連するリスクを完全に網羅するものではなく、記載された事項以外の予見できないリスクも存在します。このようなリスクが現実化した場合には、当社の事業、経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があります。

(1) 事業環境に関するリスク

① 自動車関連のシェアサービス市場について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営環境」に記載のとおり、当社は、全国の月極駐車場、コインパーキング、並びに一軒家や店舗等の遊休地を網羅する広大な潜在市場を対象に事業を展開しております。国土交通省のガイドラインに示される「駐車場マネジメントの適正化」の潮流は、当社のビジネスモデルにとって追い風であると認識しておりますが、以下の要因等によりこれら関連市場の環境が変化した場合、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

- i. 行政方針及び技術革新の動向：国土交通省のガイドラインに基づく「攻めの駐車場政策（駐車場マネジメント）」の地方公共団体における導入・推進の遅滞、プラットフォーム運営に関わるIoTやAI等の技術革新の遅れ、あるいは競合プラットフォームの台頭による競争激化等。
- ii. 駐車需要及び車両保有動向の変動：若年層の車離れやカーシェアリングの普及等にとともに、当社の市場規模（TAM）の算定前提である「全国の自家用車保有台数」や「世帯当たり普及台数」が想定を超えて減少した場合。また、景気後退やガソリン価格の高騰等により、ドライバーの外出及び駐車場への支出が抑制された場合。
- iii. 各種規制等の動向：制度上の各種規制や関連税制の強化、社会的な受容性の変化等により、個人及び法人オーナーによる遊休地の供給が停滞した場合、あるいは駐車場シェアに対する需要そのものが減退した場合。

② 競合他社の動向について

(発生可能性：高、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

現状の主な事業領域である駐車場予約サービス市場においては、複数の競合企業が存在するほか、市場の拡大にとともに新規参入の可能性が常に存在しております。当該市場は、ユーザーの「停めたい場所に駐車場がある」という利便性と、オーナーの「安心して貸し出せる」という信頼が相互に作用するプラットフォームビジネスの特性を有しており、先行者によるネットワーク効果が極めて強力な参入障壁となる市場であります。

当社は、駐車場開拓を担う強力な「営業力」と、より良いプロダクトの開発を追求する「テクノロジー開発力」の双方のケイパビリティを組織内に有している点において、競合他社に対する独自性を有しております。この二つのケイパビリティが密接に連携することで、サービスの「規模（駐車場掲載数）」と「利便性（プロダクト品質）」を高い次元で両立させております。こうした当社のビジネスモデルを先行して切り拓き、市場を牽引してきたことで蓄積された運営ノウハウは、後発企業に対する強力な先行優位性として機能しております。実際、過去には豊富な資本力を有する複数の大企業が当市場へ参入した事例がありますが、当社は先行して構築した事業基盤を活かし、現在まで着実に事業を拡大しております。

しかしながら、他に優れたビジネスモデルや競争力のある条件でサービスを提供する競合会社が現れた場合等には、既存事業者や新規参入事業者を含めた競争の激化により、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 自然災害等の影響について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社では、有事に備えた危機管理体制の整備に努めておりますが、大地震、津波、暴風雨等の自然災害及び事故、火災等により、業務の停止や設備の損壊、電力供給の制限等の不測の事態が発生した場合、また、テロリズム、戦争等の有事や未知の感染症の蔓延が生じた場合には、外出制限による事業活動の停滞、従業員の全面的な在宅勤務への移行等により当社の事業・サービス提供に制限が生じる可能性があります。また、自然災害等による道路等の交通インフラの毀損による交通障害や、イベントの自粛等による駐車場需要の低下、広域にわたる駐車場の被害等が発生した場合、サービス提供へ支障が生じる可能性があります、ひいては当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ ITの技術革新の影響について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

IT業界及びインターネットサービスの分野においては、技術革新が極めて速いペースで進展しており、新たな技術やサービスが絶えず誕生しております。特に、近年のAI技術の進化は顕著であり、膨大なデータに基づく予測モデルの発展や各種分析の精度向上、生成AIによるカスタマーサポートや社内業務の高度化や効率化等、画期的な技術革新が生じております。このような著しい技術革新を当社が有効に活用することができない場合、当社サービスの競争優位性や付加価値が損なわれ、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業に関するリスク

① サービスの健全性の維持について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社が展開するサービスは、取引の場であるプラットフォームを提供することをその基本的性質としております。このため当社では、マーケットプレイスの健全性確保のため、利用規約における禁止事項の明記に加え、当社が能動的に健全性を阻害するリスクの兆候をモニタリングし、必要に応じて是正、排除等を図っております。具体的には、駐車場オーナーに対する本人確認や掲載情報の審査体制の運用とともに、各種基準やマニュアルの整備、社内外への関係法令等の周知・啓蒙を実施しております。さらに、取締役会やリスク・コンプライアンス委員会等を通じた健全性確保に向けた職務執行状況のモニタリング体制を構築しております。しかしながら、当社のサービスが公序良俗に反する目的や法令違反行為に悪用されたり、不適切な掲載物件が混入したりするリスクを完全に排除することは困難であります。万が一これらの事態が発生し、当社がプラットフォーム提供者としての責任を問われた場合には、社会的信用の毀損やユーザーの減少等につながり、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② パートナーに関するリスク

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社の事業では、駐車場の新規開拓における営業力強化、並びに自社営業人員の増員にともない発生する人件費等の固定費を抑制し、新規獲得実績に応じた手数料（報酬）支払いに留めることによる「営業コストの変動費化」を図るため、パートナー制度(代理店制度)を設けております。これにより、外部の法人又は個人がパートナーとして駐車場の新規開拓を行っております。2025年度に新規に掲載された駐車場車室数のうち、パートナー経由での獲得が約16.0%であり、特に上位パートナー3社による獲得が約11.7%を占める等、特定のパートナーに対する依存度が高い状況にあります。

当社は、これら重要なパートナーに対して、定期的な情報交換や営業支援の強化を図る等、継続的かつ良好な関係の維持に努めております。しかしながら、何らかの理由で当該パートナーとの関係が悪化又は終了した場合、当社の営業力が低下するおそれがあります。結果として、駐車場シェアの低下や、競合他社へのノウハウ流出、あるいはパートナー自身が新たな競合として参入する等の事態につながる可能性があります。

また、当社はパートナーに対して、契約の締結やコンプライアンス研修の実施、営業ツールの提供等を通じて適切な統制を図っております。しかしながら、パートナーに対するモニタリングが不十分となり、パートナーが不祥事等を起こした場合には、当社の社会的信用や企業イメージが大きく毀損します。

これらの事象が顕在化した場合、ひいては当社の事業、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ システムトラブルについて

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社の事業は、全てインターネットを介して行われており、システム及びインターネット接続環境の安定的稼働は事業を行っていく上での前提となっております。当社は、サーバの不測の事態による停止や蓄積されたデータの消失による事業への影響を防ぐため、データを第三者が提供するクラウド上に保存しリスク回避を行っております。また、当社は、外部からの不正なアクセスを防ぐため、必要なセキュリティ体制を確保しております。しかしながら、自然災害や事故、ユーザー数やトラフィックの急増、ソフトウェアの不具合、サイバー攻撃、ネットワーク経由の不正アクセスやコンピュータウイルスの感染等の予期せぬ事態が発生した場合には、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 第三者への依存について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社はスマートフォン向けアプリを中心にサービスを展開しているため、Apple Inc. 及びGoogle Inc. のプラットフォームを通じてアプリを提供することが、当社の事業運営における重要な前提条件となっております。また、当社のウェブサイトへのアクセスやアプリのダウンロードをユーザーに行っていただくために、様々なインターネット検索エンジン等に依存しております。当社はプラットフォーム事業者や検索エンジン事業者の定めたガイドラインを適切に遵守してサービスを運用しておりますが、これらの事業者の方針変更等により、当社の提供するアプリや当社のアカウントがプラットフォーム事業者により削除された場合や検索エンジンにおいて望むような検索結果が得られない場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。その他、当社は、ユーザーの決済手段として、クレジットカード決済、キャリア決済等の外部の事業者が提供するサービスを導入しております。したがって、これらの事業者の動向、事業戦略及び当社との関係等により、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 業績の季節変動及び天候による影響について

(発生可能性：高、発生する可能性のある時期：毎年、影響度：小)

当社の事業は外出需要に支えられており、業績には季節変動の傾向が見られます。具体的には、夏休みやお盆休み等の長期休暇が集中する第3四半期(7月から9月)は、旅行やレジャー目的での駐車場利用が増加するため、他の期間に比べて売上が高くなる傾向があります。一方で、プロスポーツのオフシーズンと重なる第1四半期(1月から3月)は、大規模イベント目的の利用が減少するため、相対的に売上が低くなる傾向があります。

また、当社の業績は天候の影響を受ける可能性があります。特に、週末や長期休暇といった需要のピーク時に、台風や豪雨、大雪等の悪天候が発生した場合には、イベントの中止や外出の手控えによる予約キャンセルが増加し、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法令等に関するリスク

① 訴訟等の可能性

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

会員等による違法行為やトラブル、第三者の権利侵害があった場合等には、当社は会員その他の第三者に対して賠償責任を負わない旨を利用規約等で定めているものの、当社に対して会員その他の第三者から予期せぬ訴訟その他の請求を提起される可能性があります。

一方、当社が第三者に何らかの権利を侵害され、又は損害を被った場合には、訴訟等による当社の権利保護のために多大な費用を要する可能性もあります。

このような場合には、その訴訟等の内容又は請求額によっては、当社の社会的信用や企業イメージが毀損し、ひいては当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 知的財産権の管理について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社では、当社が運営する事業に関する知的財産権を確保するとともに、必要に応じて知的財産権に関する周辺調査を実施することで、第三者の知的財産権を侵害しない体制の構築に努めております。

しかしながら、万が一、当社が第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴えを起こされる可能性があり、これらに対する対価の支払い等が発生する可能性があります。また、当社が保有する知的財産権について、第三者により侵害される可能性があるほか、当社が保有する権利の権利化ができない場合もあります。こうした場合、当社の事業、経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

③ 情報管理体制について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は、当社従業員の個人情報に加え、当社が提供するサービスにかかる個人情報その他多数の個人情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。これらの個人情報については、「プライバシーポリシー」及び「個人情報保護規程」を定めており、社内教育の徹底と管理体制の構築を行っております。また、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)認証を取得し、各種情報の管理体制を整備しております。しかしながら、自然災害や事故、外部からの不正アクセス、あるいは内部の故意・過失により、顧客情報の漏洩、消失、改ざん、不正利用等が発生するリスクがあります。また、当社の業務委託先において個人情報の漏洩等が発生する可能性も否定できません。万が一これらの事態が発生した場合には、当社の社会的信用や企業イメージが毀損し、当社の事業、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 法的規制について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

駐車場の設置等に関する法令としては、都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めた「駐車場法」をはじめ、都道府県公安委員会による交通規制等を定めた「道路交通法」並びに自動車保有者等に対して自動車の保管場所確保等を定めた「自動車の保管場所の確保等に関する法律(車庫法)」等があります。現在、当社が営む事業の運営上、直接的な影響はありませんが、これらの法律が変更された場合、若しくは今後、都市部の自動車利用の制限につながるような法改正等がなされた場合には、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が運営する事業は、「電気通信事業法」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、「特定商取引に関する法律」、「情報流通プラットフォーム対処法」、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」といった法規制の対象となっております。当社は、これらの法規制を遵守した運営を行っており、今後も社内教育や体制の構築等を行っていく予定であります。しかしながら、今後新たな法令の制定や、既存法令の強化等が行われ、当社が運営する事業が規制の対象となる等制約を受ける場合には、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 反社会的勢力との取引リスクについて

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、反社会的勢力との関係が疑われる者との取引を排除すべく、オーナーの会員登録時、各種取引契約時、役職員の採用時等、新規の取引に先立ち、反社会的勢力との関係に関する情報の有無の確認や反社会的勢力ではないことの表明及び確約書の締結をする等、反社会的勢力とのあらゆる取引を排除すべく必要な手続きを行っております。しかしながら、当社の厳格なチェックにも関わらず、反社会的勢力との取引等を排除できない可能性があります。このような問題が認められた場合、対策費用の増大、監督官庁等による処分・命令、社会的なレピュテーションの低下等により、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 会社組織に関するリスク

① 優秀な人材の獲得・育成について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、今後の企業規模の拡大にともない、当社のパーパス・ミッション・ビジョンに共感し、パリューやホスピタリティ・カルチャーにフィットした優秀な人材を継続的に採用し、強固な組織を構築していくことが重要であると考えております。今後、積極的な採用活動や社内人材の育成を行っていく予定ですが、当社の求める人材が十分に確保・育成できなかった場合や人材流出が進んだ場合、人材市場の競争過熱により人件費水準が高騰した場合には、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 内部管理体制の構築について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、企業価値を継続的かつ安定的に高めていくためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するとともに、適切な内部管理体制の整備が必要不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な整備・運用、さらに法令・定款・社内規程等の遵守を徹底しておりますが、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の整備が追いつかない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の事業、経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

③ 特定人物への依存について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社の代表取締役社長である金谷元気は、創業者であると同時に、創業以来当社の経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において重要な役割を果たしております。当社では、取締役会や経営会議その他会議体において役員及び経営幹部への情報共有や権限委譲を進める等組織体制の強化を図りながら、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。

しかしながら、何らかの理由により同氏が当社の経営執行を継続することが困難になった場合には、当社の事業、経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他のリスクについて

① ソフトウェアの資産計上について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社では、プロダクト開発に要した費用の一部を、「研究開発費に係る会計基準」に従ってソフトウェアとして無形固定資産に計上しております。しかしながら、今後の事業環境の変化等により当社の収益性が著しく低下した場合や、開発計画の大幅な変更・中止によって当該ソフトウェアの将来の利用価値が見込めなくなった場合には、計上しているソフトウェア資産の除却又は減損処理が求められる可能性があり、その結果、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 資金使途について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社が今回計画している公募増資による資金調達の使途につきましては、プロダクトの開発にかかる人件費及び業務委託費用に充当する予定であります。しかしながら、当社が属する業界の急速な変化により、当初の計画通りに資金を使用した場合でも、想定通りの投資効果をあげられない可能性があります。また、市場環境の変化により、当初の計画を変更し、調達資金を上記以外の目的で使用する可能性があります。

③ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

(発生可能性：高、発生する可能性のある時期：新株予約権行使時、影響度：中)

当社は、当社の役員及び従業員に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用することが考えられることから、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

当社は新株予約権の付与に付随して割当契約書に行使条件を定めております。具体的には、全ての割当契約書において当社株式上場後180日間は行使できないこととしております。また、一部の割当契約書において行使可能割合を定めており、割当日から2年経過後1年ごとに付与個数の2分の1を行使できることとしており、全ての新株予約権を行使するまでに3年間を必要とし、急激な希薄化が起きない仕組みとしております。しかしながら、これらの新株予約権が行使可能期間中の同一時期に行使された場合、発行済株式総数が増加し、1株当たりの株式価値を希薄化させる可能性があります。

本書提出日の前月末現在でストック・オプションによる潜在株式数は877,493株であり、発行済株式総数の5,884,140株の14.91%（小数点以下第3位を四捨五入）に相当しております。

④ 配当政策について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社では、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題として位置付けております。現時点では、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実に図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実に図る方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針であります。現時点において配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

⑤ 税務上の繰越欠損金について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

2025年12月末には、当社に税務上の繰越欠損金が存在しております。現時点において、税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得から控除することにより将来の税額を減額することができるものの、今後の税制改正の内容によっては、納税額を減額できない可能性があり、その場合は、当社の当期純損益及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。また、当社の業績が推移し、課税所得が発生することにより、繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることになり、現時点よりも税額負担が増加するという観点で、当社の当期純損益及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

① 財政状態の状況

第17期事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(資産)

当事業年度末における資産は、前事業年度末と比べ247,386千円増加し1,050,213千円となりました。これは主に現金及び預金の増加153,663千円、及び、繰延税金資産が22,857千円増加したこと等によるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債は、前事業年度末と比べ24,152千円増加し525,643千円となりました。これは主に売上増に伴うオーナー報酬額の増加及び未払消費税等の計上等により未払金が72,647千円増加した一方、借入の返済により1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金が58,300千円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は、前事業年度末と比べ223,233千円増加し524,570千円となりました。これは当期純利益223,233千円を計上したこととともない利益剰余金が増加したことによるものであります。

第18期中間会計期間(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

(資産)

当中間会計期間末における資産は、前事業年度末に比べ76,341千円増加し1,126,555千円となりました。これは主に現金及び預金の増加34,908千円、及び、無形固定資産が24,166千円増加したこと等によるものであります。

(負債)

当中間会計期間末における負債は、前事業年度末と比べ28,317千円減少し497,326千円となりました。これは主に未払金が34,296千円、及び、借入の返済により1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金が11,060千円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産は、前事業年度末と比べ104,659千円増加し629,229千円となりました。これは中間純利益104,659千円を計上したことによるものであります。

② 経営成績の状況

第17期事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当事業年度におけるわが国経済は、個人消費や設備投資に持ち直しの動きが見られ、緩やかな回復基調で、企業収益は堅調に推移し、雇用・所得環境にも改善の兆しが見られました。

しかしながら、長期化する国際情勢の不安定化や、原材料価格及びエネルギーコストの高騰に伴う物価上昇圧力は依然として続いております。また、世界的な金融引き締めに伴う海外景気の下振れリスクや、為替相場の変動等、依然として先行きは不透明な状況で推移いたしました。

国土交通省の統計資料によると、2023年度末の自動車保有台数約7,853万台に対し、月極や住宅の車庫を除いた駐車場は約561万台、自動車1万台に対する駐車場の割合は715台と公表されております。このような状況は改善傾向であるものの、日本で保有される自動車数に対して一時利用駐車場の数が不足しているという構造問題が発生しております。

このような情勢の中、当社は、「なくてはならぬ」サービスをつくり、みんなの「こまった!」をなくす。その積み重ねで世界をよりよくする。」をパーパス(存在意義)とし、「人々がリアルで会うときの困りごとを、世界中で解決する。」をミッション(果たすべき使命)と定め、「世界一のモビリティプラットフォームをつくる。」をビジョン(中長期で目指す姿)に掲げ事業を運営しております。

その第一歩として、当社は、月極駐車場や個人宅にある駐車場の空きスペースを、スマートフォン等を通じて、誰もが、簡単に駐車場として貸し出せ、また、駐車場を予約して利用することができる駐車場マーケットプレイス「アキッパ」のさらなる成長に引き続き取り組んでまいりました。

本サービスにおいて、駐車場の利用ニーズは着実に伸びており、当事業年度の利用UU数は99.3万人(前年同期比+15.0%)と堅調に推移しております。

2024年にリリースしたオーナーモードは引き続きPMF(注)の検証を行っております。同機能を通じて登録された駐車場数は当社の想定をやや下回っているものの、一度登録された駐車場の掲載継続率は、オーナーモード以外の登録方法による継続率を上回って推移しており、新規及び既存オーナーにとっても価値のある機能であることは確認できております。また、オーナーモードはiOSのみでのリリースとなっておりますが、2025年4月にAndroidもリリースをいたしました。集客マーケティングや貸し出し体験の改善等、各種施策を進めることで登録拡大の検証を引き続き行ってまいります。

また、サービスの基盤となる駐車場数拡大についても引き続き注力し、2025年12月における掲載駐車場数は55,020台(前年同月比+15.0%)と堅調に推移しております。

当事業年度における売上高は前年同期比で20.0%増加となりました。この増収は、昨年度より注力してまいりました大型スタジアム周辺及び地方における非日常利用が見込まれる駐車場の開拓が奏功したことによるものであります。今後は、オーナーモードの機能拡充や首都圏、特に東京における収益性の高い駐車場の開拓を強化することで、事業の安定的な成長を実現してまいります。

この結果、当事業年度の業績は、売上高は3,828,291千円と前年同期と比べ637,113千円(前年同月比+20.0%)の増収、営業利益は201,114千円と前年同期と比べ170,629千円(同+559.7%)の増益、経常利益は204,273千円と前年同期と比べ173,591千円(同+565.8%)の増益、当期純利益は223,233千円と前年同期と比べ182,677千円(同+450.4%)の増益となりました。

なお、当社はアキッパ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(注)PMFとは、サービスが特定の市場において、顧客から受け入れられている状態をいう。

第18期中間会計期間(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

当中間会計期間におけるわが国経済は、継続的な賃上げの動きなどを背景に雇用・所得環境の改善が進み、インバウンド需要の旺盛な推移も加わり、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、円安の進行や原材料価格の高騰に伴う物価上昇が個人消費に及ぼす影響、また、国内外の金融資本市場の変動や地政学的リスクなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

国土交通省の統計資料によると、2024年度末の自動車保有台数約7,861万台に対し、月極や住宅の車を除いた駐車場は約568万台、自動車1万台に対する駐車場の割合は723台と公表されています。このような状況は改善傾向であるものの、日本で保有される自動車数に対して一時利用駐車場の数が不足しているという構造問題が発生しております。

このような情勢の中、当社は、「なくてはならぬ」サービスをつくり、みんなの「こまった!」をなくす。その積み重ねで世界をよりよくする。」をパーパス(存在意義)とし、「人々がリアルで会うときの困りごとを、世界中で解決する。」をミッション(果たすべき使命)と定め、「世界一のモビリティプラットフォームをつくる。」をビジョン(中長期で目指す姿)に掲げ事業を運営しております。

その第一歩として、当社は、月極駐車場や個人宅にある駐車場の空きスペースを、スマートフォン等を通じて、誰もが、簡単に駐車場として貸し出せ、また、駐車場を予約して利用することができるマーケットプレイス「アキッパ」(以下「本サービス」といいます。))のさらなる成長に引き続き取り組んでまいりました。

本サービスにおいて、駐車場の利用ニーズは着実に伸びており、当中間会計期間の利用UU数は60.6万人(前年同期比11.8%)となりました。

オーナーモードにおける掲載駐車場数につきましても、当社の想定を上回る登録が進んだことに加え、高い掲載継続率を維持したことから順調に拡大いたしました。さらに、自社営業及びパートナー企業との連携により、高単価かつ高稼働が見込めるエリアへの戦略的な開拓を進めた結果、台あたり売上高が想定を上回って推移し、全体の売上高を押し上げる要因となりました。加えて、2026年6月より不動産管理会社とのシステム連携を開始し、同社が管理する月極駐車場の空きスペースが当社システムへ自動掲載される仕組みを構築いたしました。これらの施策の推進により、2026年6月における掲載駐車場数は58,870件(前年同月比8.7%増)と堅調に推移いたしました。

業績面におきましては、高単価エリアの新規開拓に伴う台あたり売上高の向上や、イベント会場周辺における駐車場売上の増加によって売上高及び売上総利益が拡大いたしました。また、販売費及び一般管理費につきましては固定費の割合が高く、売上高の増加に対して増加幅が抑制されたことから、利益幅が大きく拡大いたしました。

この結果、当中間会計期間の業績は、売上高は1,915,622千円、営業利益は119,344千円、経常利益は123,927千円、中間純利益は104,659千円となりました。

なお、当社はアキッパ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

③ キャッシュ・フローの状況

第17期事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当事業年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ153,663千円増加し、当事業年度末には679,529千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は、237,729千円(前事業年度は70,106千円の獲得)となりました。これは主に、税引前当期純利益が204,273千円、未払金の増加68,590千円があった一方、売上債権の増加38,839千円となったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、25,766千円(前事業年度は7,229千円の使用)となりました。これは主に無形資産の取得による支出15,631千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は、58,300千円(前事業年度は72,800千円の使用)となりました。これは、長期借入金の返済による支出58,300千円があったことによるものであります。

第18期中間会計期間(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)は、前事業年度末に比べ34,908千円増加し、714,438千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動の結果獲得した資金は71,774千円となりました。これは主に、税引前中間純利益による収入123,927千円があった一方、未払金の減少31,315千円、未払費用の減少4,970千円等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動により使用した資金は25,805千円となりました。これは、主に無形固定資産の取得による支出26,130千円等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動により使用した資金は11,060千円となりました。これは、長期借入金の返済による支出11,060千円によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c 販売実績

第17期事業年度、及び、第18期中間会計期間の販売実績は以下のとおりであります。

なお、当社はアキッパ事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

セグメントの 名称	第17期事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)		第18期中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
アキッパ事業	3,828,291	120.0	1,915,622
合計	3,828,291	120.0	1,915,622

(注) 直近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要といたします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況

1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

② 財政状態及び経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

第17期事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(売上高)

当事業年度における売上高は、前事業年度より637,113千円増加し、3,828,291千円(前期比20.0%増)となりました。これは、昨年度より注力してまいりました大型スタジアム周辺及び地方における非日常利用が見込まれる駐車場の開拓が奏功したことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度における売上原価は前事業年度より301,211千円増加し、1,900,142千円(同18.8%増)となりました。売上総利益は335,902千円増加し、1,928,149千円(同21.1%増)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は前事業年度より165,272千円増加し、1,727,034千円(前期比10.6%増)となりました。これは主に、売上増加に伴う決済手数料やパートナー報酬等の支払手数料が増加したことや、プロダクト開発・体制強化に伴う給与及び手当が増加したことに加え、プロダクト開発に係る外注費が増加したためであります。この結果、営業利益は前事業年度より170,629千円増加し、201,114千円(同559.7%増)となりました。

(営業外収益、経常利益)

当事業年度の営業外収益は前事業年度より2,211千円増加し、3,691千円(前期比149.5%増)となりました。これは、主にポイント利用収入が増加したためであります。また、営業外費用は、前事業年度より750千円減少し、532千円(同58.5%減)となりました。これは、支払利息が減少したためであります。この結果、経常利益は前事業年度より173,591千円増加し、204,273千円(同565.8%増)となりました。

(特別損益、法人税等及び当期純利益)

当事業年度において、法人税、住民税及び事業税(法人税等調整額を含む)は△18,960千円となりました。この結果、当期純利益は前事業年度より182,677千円増加し、223,233千円(前期比450.4%増)となりました。

財政状態の分析及びキャッシュ・フローの分析は、前述の「(1) 経営成績等の状況の概況」に含めて記載しております。

第18期中間会計期間(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

(売上高)

当中間会計期間における売上高は、1,915,622千円となりました。当期間におきましては、マーケティング施策の着実な実行や営業体制の強化を通じて、新規顧客の獲得及び既存顧客へのアップセルに注力した結果によるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当中間会計期間における売上原価は915,176千円となりました。この結果、売上総利益は1,000,446千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当中間会計期間の販売費及び一般管理費は881,101千円となりました。その主な内訳は、開発体制の強化に伴う外注費、サービス提供に係るインフラコストである通信費、及び広告費等であります。この結果、営業利益は119,344千円となりました。

(営業外収益、経常利益)

当中間会計期間の営業外収益は6,836千円となりました。その主な内容は、EV充電器の設置等に係る補助金収入であります。また、営業外費用は、2,254千円となりました。その主な内容は、固定資産圧縮損等であります。この結果、経常利益は123,927千円となりました。

(特別損益、法人税等及び中間純利益)

当中間会計期間における、法人税、住民税及び事業税(法人税等調整額を含む)は19,268千円となりました。この結果、中間純利益は104,659千円となりました。

財政状態の分析及びキャッシュ・フローの分析は、前述の「(1) 経営成績等の状況の概況」に含めて記載しております。

③ キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に関する情報

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、上記「(1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

当社の資金需要は、事業拡大に伴う人件費、広告宣伝費、システム開発資金等があります。当社は、事業運営上必要な資金の流動性と財源を安定的に確保することを基本方針として、運転資金は、主として営業活動によるキャッシュ・フロー(自己資金)及び金融機関からの長期借入により調達しております。

④ 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、3 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業体制等様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。

そのため、当社は常に市場動向に留意しつつ、優秀な人材を確保し、市場ニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を低減し、適切に対応を行ってまいります。

⑤ 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社の経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等及び当該指標の推移につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標」に記載のとおりであります。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社は、アキッパ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は行っておりません。

第17期事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当事業年度における設備投資の総額は、28,236千円であり、その主なものは、自社利用のソフトウェア開発のためのソフトウェア仮勘定であり、総額20,400千円の設備投資を行いました。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第18期中間会計期間(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

当中間会計期間における設備投資の総額は、28,102千円であり、その主なものは、自社利用のソフトウェア開発のためのソフトウェア仮勘定であり、総額24,813千円の設備投資を行いました。

なお、当中間会計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア 仮勘定	その他	合計	
本社 (大阪府大阪市浪速区)	業務施設	2,135	5,173	20,400	1,900	29,608	41 (22)
TOKYO OFFICE (東京都千代田区)	業務施設	—	3,142	—	—	3,142	19 (5)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者、及び執行役員を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

3. 本社とTOKYO OFFICEの建物は賃借しており年間賃借料はそれぞれ41,106千円、10,036千円であります。

4. 当社は、アキッパ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は行っておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2026年7月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	13,200,000
計	13,200,000

(注) 2026年5月13日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款の一部変更を行い、同日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式に関する定款の定めを廃止しております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,884,140	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	5,884,140	—	—

- (注) 1. 2026年4月27日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2026年4月28日開催の取締役会決議により2026年5月13日付で当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てを消却しております。
2. 2026年5月13日開催の臨時株主総会決議により、2026年5月13日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第8回新株予約権

決議年月日	2024年11月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社執行役員 5 当社従業員 34(注) 5
新株予約権の数(個)※	709,893(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 709,893(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	550(注) 2
新株予約権の行使期間※	2026年11月30日～2034年11月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 550 資本組入額 275
新株予約権の行使の条件※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 4

※ 当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年7月31日)にかけて変更された事項はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$

3. 新株予約権を有する者(以下「新株予約権者」という。)は、次の条件に従い新株予約権を行使するものとします。

①新株予約権の行使に当たっては、一部行使ができるものとする。

②新株予約権は、当会社の普通株式が東京証券取引所又はその他株式市場(国内外を問わず。)に上場した場合に限り行使することができる。ただし、上場日(当日を含む。)後180日目までの期間は新株予約権を行使することができない。

③新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当会社及び当会社の関係会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

④新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権を行使できないものとする。

⑤本要項に定める取得事由が発生していない場合に限り、新株予約権を行使することができる。

⑥その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当会社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項八号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

(4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

募集新株予約権の行使の条件に定める払込金額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

(5) 交付される新株予約権の行使期間

募集新株予約権の行使の条件に定める本新株予約権の権利行使請求期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使請求期間の満了日までとする。

(6) 交付する新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

(7) 交付する新株予約権の取得

当社は次の場合、新株予約権を無償で取得することができる。

- ①当社が合併により消滅会社となる場合。
- ②当社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となる場合。
- ③新株予約権者が本要項に違反した場合。
- ④上記3の定めにより、新株予約権者が新株予約権を行使できなくなった場合。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

5. 付与対象者の退職による権利の喪失及び取締役就任等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役4名、執行役員4名、従業員28名となっております。

第9回新株予約権

決議年月日	2026年4月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社執行役員 4 当社従業員 2
新株予約権の数(個)※	178,100(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 178,100(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	580(注)2
新株予約権の行使期間※	2028年5月13日～2036年4月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 580 資本組入額 290
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)4

※ 付与日時点(2026年5月13日)における内容を記載しております。なお、付与日から提出日の前月末現在(2026年7月31日)にかけて変更された事項はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式1株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権を有する者(以下「新株予約権者」という。)は、次の条件に従い新株予約権を行使するものとします。

- ①新株予約権の行使に当たっては、一部行使ができるものとする。
- ②新株予約権は、当会社の普通株式が東京証券取引所又はその他株式市場(国内外を問わず。)に上場した場合に限り行使することができる。ただし、上場日(当日を含む。)後180日目までの期間は新株予約権を行使することができない。
- ③新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当会社及び当会社の関係会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ④新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権を行使できないものとする。
- ⑤本要項に定める取得事由が発生していない場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- ⑥その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当会社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

- (2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数
- (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
募集新株予約権の行使の条件に定める払込金額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。
- (5) 交付される新株予約権の行使期間
募集新株予約権の行使の条件に定める本新株予約権の権利行使請求期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使請求期間の満了日までとする。
- (6) 交付する新株予約権の行使の条件
上記 3 に準じて決定する。
- (7) 交付する新株予約権の取得
当会社は次の場合、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①当会社が合併により消滅当会社となる場合。
 - ②当会社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となる場合。
 - ③新株予約権者が本要項に違反した場合。
 - ④上記 3 の定めにより、新株予約権者が新株予約権を行使できなくなった場合。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年12月13日 (注) 1	普通株式 589,034	普通株式 1,961,380 A種優先株式 196,600 B種優先株式 113,000 C種優先株式 231,200 D種優先株式 48,234	—	100,000	—	1,900,051
2022年12月23日 (注) 2	A種優先株式 △196,600 B種優先株式 △113,000 C種優先株式 △231,200 D種優先株式 △48,234	普通株式 1,961,380	—	100,000	—	1,900,051
2023年1月11日 (注) 3	普通株式 3,922,760	普通株式 5,884,140	—	100,000	—	1,900,051
2023年3月27日 (注) 4	普通株式 △1,767,102 A種優先株式 589,800 B種優先株式 339,000 C種優先株式 693,600 D種優先株式 144,702	普通株式 4,117,038 A種優先株式 589,800 B種優先株式 339,000 C種優先株式 693,600 D種優先株式 144,702	—	100,000	—	1,900,051
2026年4月27日 (注) 5	普通株式 1,767,102	普通株式 5,884,140 A種優先株式 589,800 B種優先株式 339,000 C種優先株式 693,600 D種優先株式 144,702	—	100,000	—	1,900,051
2026年5月13日 (注) 6	A種優先株式 △589,800 B種優先株式 △339,000 C種優先株式 △693,600 D種優先株式 △144,702	普通株式 5,884,140	—	100,000	—	1,900,051

- (注) 1. 2022年12月13日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。
2. 2022年12月14日開催の取締役会決議により、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てを2022年12月23日付で消却しております。
3. 株式分割(1:3)によるものであります。
4. 2023年3月27日開催の定時株主総会において、普通株式の一部につき、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式への変更をしております。

5. 2026年4月27日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。
6. 2026年4月28日開催の取締役会決議により、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てを2026年5月13日付で消却しております。

(4) 【所有者別状況】

2026年7月31日現在

2023年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	17	2	—	18	37	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	44,343	1,637	—	12,859	58,839	240
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	75.4	2.8	—	21.9	100.00	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,883,900	58,839	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 240	—	—
発行済株式総数	5,884,140	—	—
総株主の議決権	—	58,839	—

(注) 当社は、2026年5月13日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株としております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第4号に該当するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
最近事業年度における取得自己株式	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 589,800 B種優先株式 339,000 C種優先株式 693,600 D種優先株式 144,702	—

(注) 2026年4月27日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2026年4月28日開催の取締役会決議により2026年5月13日付で当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てを消却しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株式 589,800 B種優先株式 339,000 C種優先株式 693,600 D種優先株式 144,702	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 2026年4月28日開催の取締役会決議により、2026年5月13日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てを消却しております。

3 【配当政策】

(1) 配当の基本的な方針

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当を実施していくことを基本方針としております。しかしながら、本書提出日現在では事業が成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び時期は未定であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針

当社は、内部留保の充実を図り、再投資していく方針であるため、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

(3) 配当の決定機関

配当の決定機関は、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会であります。

(4) 直近事業年度の配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の使途

当社は、当事業年度において剰余金の配当を実施しておりません。内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化、健全性、透明性を高め、中長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。このため、企業倫理の醸成と法令遵守、経営環境の変化に迅速・適切・効率的に対応できる経営の意思決定体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実を図ります。また、全てのステークホルダーからの信頼を得ることが不可欠であると考え、情報の適時開示を通じて透明・健全な経営を行ってまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は会社法に規定する機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。当社の事業に精通した取締役で構成される取締役会が、経営の基本方針や重要な業務執行を決定する体制をとっております。そのうえで、監査役及び監査役会が独立した立場から取締役の職務執行を監査することが、業務執行の適正性確保において有効であると判断しております。これらの理由から、当社は監査役会設置会社を選択しております。また、コンプライアンスや重要な法的判断については、顧問弁護士と連携する体制をとっております。

当社の企業統治の体制の概要図は次のとおりであります。

役職	氏名	取締役会	監査役会	経営会議	リスク・コンプライアンス委員会
代表取締役社長	金谷 元気	◎		◎	◎
取締役副社長	小林 寛之	○		○ □	○
取締役	西野 将規	○ □		○	○ □
社外取締役	杉山 全功	○		○	○
社外取締役	橋本 舜	○			
常勤監査役	清水 保彰	○	◎	○	○
社外監査役	村田 雅幸	○	○		
社外監査役	山口 要介	○	○		
執行役員	松井 建吾			○	○
執行役員	井上 直登			○	○
執行役員	柿本 雅淳			○	○
執行役員	平賀 晶雄			○	○

(注) ◎印は議長又は委員長、○印は構成員、□は事務局を表します。

(取締役会)

当社の取締役会は、取締役5名(うち社外取締役2名)で構成されております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項の他、経営方針に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

当事業年度における具体的な検討内容としては、月次予算実績の進捗状況のモニタリング、内部統制及びリスクへの対応状況の確認、重要な取引の承認等について審議しております。

最近事業年度(2025年12月期)における個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数	出席率
金谷 元気	13回	13回	100%
小林 寛之	13回	13回	100%
西野 将規	10回	10回	100%
杉山 全功	13回	13回	100%
原田 明典	13回	12回	92%
今野 穰	13回	13回	100%
三輪 徳和	13回	13回	100%
渡部 達也	13回	13回	100%
桜井 慎平	13回	13回	100%
前場 将孝	13回	13回	100%

- 注1. 取締役西野将規は2025年3月27日開催の定時株主総会において新規に選任されており、同株主総会後に開催された10回の実績報告会全てに出席しております。
2. 取締役原田明典は2026年3月26日開催の定時株主総会終結の時をもって取締役を退任しております。
3. 取締役今野穰、三輪徳和、渡部達也、桜井慎平及び前場将孝は2026年5月13日開催の臨時株主総会終結の時をもって取締役を退任しております。
4. 取締役橋本舜は2026年3月26日開催の定時株主総会において新規に選任されており、上記表には含めておりません。

(監査役会)

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名(社外監査役)で構成されております。毎月開催される定時監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要な書類の閲覧、役職員への質問等を通じて、経営全般に関して幅広く監査を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

(経営会議)

当社では、代表取締役、常勤取締役、執行役員が出席する経営会議を開催しております。原則として毎週開催される定時経営会議に加え、必要に応じて臨時経営会議を開催しております。経営会議では、当社の組織、運営、その他経営に関する重要な事項の審議を行っております。また、独立役員である社外取締役1名、常勤監査役も出席し、必要に応じて意見聴取を行っております。

(会計監査人)

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

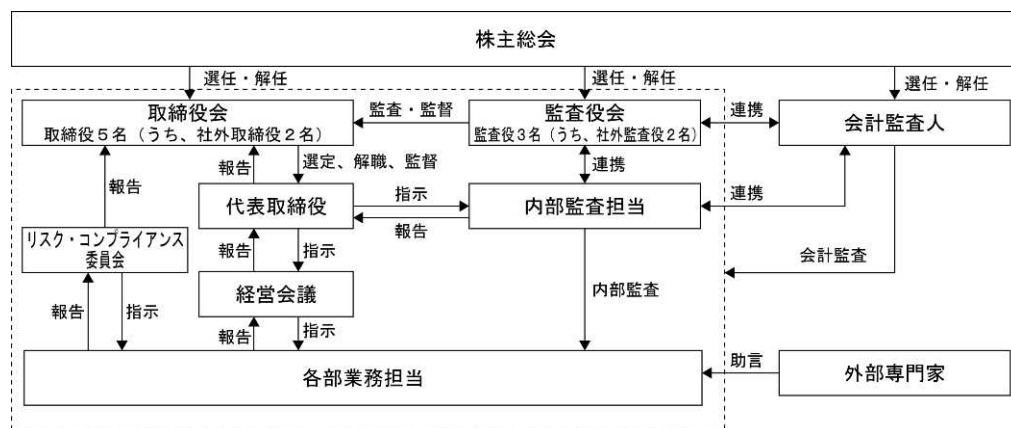
(執行役員制度)

当社は、変化の早い経営環境に対応して、迅速な経営の意思決定と業務執行の分離による責任の明確化を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率化を担保する経営監視体制の充実を図るため、「執行役員制度」を導入しております。取締役以外の執行役員は4名で、取締役会が決定した基本方針に従って業務執行の任に当たっております。

(リスク・コンプライアンス委員会)

当社は、全社的なリスク管理推進に関わる課題・対応策を協議する組織として、リスク・コンプライアンス委員会(委員長：代表取締役、事務局：取締役CFO)を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は、半年に一度及び必要に応じて臨時で開催しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概略図は以下のとおりであります。



③ 企業統治に関するその他の事項

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2016年5月16日の取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っております。その概要は以下のとおりであります。

a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 取締役及び使用人は、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
- 監査役は、独立した立場から法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
- 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、処罰の対象とする。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書(電磁的記録を含む。)は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
- 情報管理諸規程に基づき情報資産の保護・管理を行う。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
- 不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とし、リスクの内容により顧問弁護士等、社外の専門家を含む対策本部を編成し迅速かつ適切に対応し、損失を最小限に抑えることとする。

- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、又は必要に応じて随時開催する。
 - (b) 取締役は緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。
 - (c) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程及び稟議規程を制定する。
- e 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。
 - (b) 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し運営する。
 - (c) 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努める。
- f 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (a) 監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人(以下、「監査役の補助者」という。)を置くことを取締役会に対して求めることができる。
 - (b) 監査役の補助者は、監査役より指示された監査業務の実施に関して取締役の指揮命令系統から独立する。
 - (c) 監査役の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要とする。
- g 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の補助者は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有する。
- h 監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の職務遂行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が通常の監査によって生ずる前払費用を請求した場合は、速やかに処理する。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合、当該監査役の職務に必要なでないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- i 監査役へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
- j 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - (a) 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告する。
 - (b) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
- k その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
 - (b) 監査役は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。
 - (c) 監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
 - (d) 監査役は、定期的に内部監査担当と意見交換を行い、連携の強化を図る。

④ リスク管理体制の整備の状況

当社は、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、会社にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、リスクの回避、軽減及び移転その他必要な措置を事前に講じることとしております。

⑤ 取締役の定数

当社の取締役の定数は10名以内とする旨定款に定めております。

⑥ 取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑦ 責任限定契約の内容と概要

当社と取締役(業務執行取締役又は支配人その他使用人である者を除く。)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

⑧ 中間配当

当社は、機動的な資本政策及び株主還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑨ 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

⑩ 取締役等の責任免除

当社は、職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑫ 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

提出日現在、当社は子会社及び関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

⑬ 株式会社の支配に関する基本方針について

株式会社の支配に関する基本方針については、重要な事項と認識しており、継続的に検討しておりますが、現時点では具体的な方法及び買収防衛策等は導入しておりません。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 8名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長CEO	金谷 元気	1984年12月22日	2007年6月 2009年2月 2022年4月	株式会社エフティコミュニケーションズ(現株式会社エフティグループ)入社 当社設立 代表取締役社長CEO(現任) 一般社団法人シェアリングエコノミー協会理事(現任)	(注3)	1,008,312
取締役副社長COO	小林 寛之	1978年6月19日	2005年3月 2007年10月 2013年9月 2017年6月 2018年6月 2019年4月 2019年7月 2020年7月 2021年4月 2023年12月	監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 バレス・キャピタル株式会社入社 株式会社トリドール(現株式会社トリドールホールディングス)入社 同社取締役経営企画室長 同社常務取締役経営企画室長 同社常務取締役管理本部長兼経営企画室長 同社常務取締役兼CFO 当社入社 当社執行役員経営企画室長 当社取締役 当社取締役副社長COO(現任)	(注3)	—
取締役CFO	西野 将規	1986年6月17日	2008年12月 2012年4月 2016年5月 2019年11月 2024年4月 2025年3月	監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 株式会社エス・オー・ダブリュー入社 当社入社 当社執行役員管理部長 当社執行役員CFO 当社取締役CFO(現任)	(注3)	—
取締役 (注1)	杉山 全功	1965年4月16日	2004年3月 2007年7月 2009年8月 2011年6月 2014年6月 2014年10月 2014年12月 2017年8月 2019年4月 2020年8月 2022年2月 2022年5月 2024年8月	株式会社ザッパラス代表取締役社長 同社代表取締役会長兼社長 日活株式会社社外取締役(現任) 株式会社enish代表取締役社長 地盤ネットホールディングス株式会社社外取締役 株式会社サミーネットワークス社外取締役 株式会社アイレップ社外取締役 当社社外取締役(現任) 株式会社ROXX社外取締役(現任) 株式会社Kaizen Platform社外取締役(現任) 株式会社アットマーク社外取締役(現任) MSY株式会社社外取締役(現任) 株式会社アクセルスペースホールディングス社外取締役(現任)	(注3)	30,000
取締役 (注1)	橋本 舜	1988年6月11日	2012年4月 2015年2月 2015年7月 2016年4月 2016年6月 2026年3月	株式会社ディー・エヌ・エー入社 当社へ出向 株式会社ディー・エヌ・エー帰任 ベースフード株式会社設立 代表取締役社長(現任) 株式会社ディー・エヌ・エー退職 当社社外取締役(現任)	(注3)	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	清水 保彰	1981年12月23日	2008年12月 2016年1月 2018年2月 2018年4月	新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 株式会社高松コンストラクション グループ入社 当社入社 当社監査役(現任)	(注4)	—
監査役 (注2)	村田 雅幸	1969年2月14日	1991年4月 2003年7月 2013年1月 2013年6月 2018年4月 2018年6月 2018年7月 2019年3月 2023年3月 2024年12月	大阪証券取引所入所 同社執行役員 同社上席執行役員 株式会社東京証券取引所 執行役員 パブリックゲート合同会社設立 代表社員(現任) 当社社外監査役(現任) 株式会社リグア社外取締役(現任) 株式会社スマレジ社外監査役(現任) Chatwork株式会社(現株式会社kubell)社外監査役 Chatwork株式会社(現株式会社kubell)社外取締役(監査等委員)(現任) 株式会社インソース社外監査役(現任)	(注4)	—
監査役 (注2)	山口 要介	1979年3月26日	2007年9月 2011年7月 2016年8月 2019年1月 2020年3月 2022年7月	北浜法律事務所・外国法共同事業 入所 株式会社大阪証券取引所出向 岩谷・村本・山口法律事務所開設 共同パートナー(現任) クリングルファーマ株式会社 社外監査役(現任) 当社社外監査役(現任) 株式会社センターモバイル社外監 査役	(注4)	—
計						1,038,312

- (注) 1. 取締役杉山全功氏及び橋本舜氏は、社外取締役であります。
2. 監査役村田雅幸氏及び山口要介氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2026年5月13日開催の臨時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2026年5月13日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
波田野 馨子	1975年4月21日	2008年12月 2016年11月 2017年9月 2018年11月 2022年2月 2022年4月 2023年6月 2024年3月 2024年6月 2024年12月	司法修習修了 森法律事務所入所 日本弁護士連合会嘱託弁護士 スターフェスティバル株式会社社外監査役 株式会社ソクルバ社外監査役 波田野総合法律事務所所長(現任) 神奈川県弁護士会副会長 株式会社Kids Smile Holdings(現株式会社Smile Holdings)社外取締役(監査等委員)(現任) 当社補欠監査役(現任) 株式会社ココベリ社外監査役(現任) 株式会社アトラエ社外取締役(監査等委員)(現任)	—

6. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役以外の執行役員の氏名及び担当は次のとおりであります。

役職名	氏名
執行役員Co-founder	松井 建吾
執行役員CP0(Chief Product Officer)	井上 直登
執行役員CPD0(Chief Parking Development Officer)	柿本 雅淳
執行役員CHRO(Chief Human Resources Officer)	平賀 晶雄

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役2名であります。

社外取締役杉山全功は、複数企業の経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、社外取締役として重要な意思決定に参画することにより、経営全般についての助言・提案並びに独立した立場での取締役に対する職務執行の監督を期待して選任しております。

社外取締役橋本舜は、上場企業であるベースフード株式会社における創業者兼代表取締役としての経営経験とIT業界での実務経験や知見を有しており、社外取締役として重要な意思決定に参画することにより、サービス及びプロダクト開発、マーケティング等の観点から経営全般についての助言・提案を期待して選任しております。

社外監査役村田雅幸は、出身である東京証券取引所における幅広い実務経験から、資本市場の求めるガバナンス体制や経営管理体制に精通しており、その知見を当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能が強化できると判断し、監査役に選任しております。

社外監査役山口要介は、弁護士として、企業法務に関する豊富な経験や専門的知見を有しており、その知見を当社の経営に反映させることにより、法律的側面から当社の監督機能が強化できると判断し、監査役に選任しております。

なお、社外取締役杉山全功は、本書提出日現在、当社普通株式30,000株を保有しておりますが、それ以外に当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、社外取締役橋本舜は、過去に主要株主である株式会社ディー・エヌ・エーからの出向経験（2015年2月～2015年6月、役職なし）を有しておりますが、2016年に同社を退職しており、現在は特別な利害関係はありません。また、当該出向の終了から既に10年以上が経過しております。同氏の選任は当社が主体的に行ったものであり、同社からの推薦や干渉等はなく、独立した立場が確保されているため、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しております。なお、これら以外に当社との間に人的・資本的・取引関係等の利害関係はありません。その他の社外監査役についても、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役の選任に当たり、コーポレート・ガバナンスの強化及び一般株主との利益相反の防止を目的として、金融商品取引所が定める一般的な独立性基準を踏まえ、独自の「社外役員の独立性判断基準」を策定しております。当社が合理的に調査した結果、社外役員候補者が以下のいずれにも該当しないことが確認された場合、当該役員は当社からの実質的な独立性を有すると判断し、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を社外役員に選任しております。

- i 過去10年間に当社の業務執行取締役、執行役、執行役員、使用人等ではないこと。
- ii 過去3年間に当社を主要な取引先とする者（当社の年間売上高の2%を超える支払いを行った者）またはその業務執行者
- iii 過去3年間に当社の主要な取引先（当社からの支払いがその者の年間連結・単体売上高の2%を超える者）、当社の主要な借入先（貸付額が当社の総資産の2%を超える者）またはその業務執行者
- iv 過去3年間に当社から多額の報酬（個人の場合は年間1千万円超、法人の場合は年間連結売上高等2%または1千万円の高い方の額超）を得ているコンサルタント、会計士、弁護士等の専門的サービス提供者
- v 当社会計監査人の監査法人に所属する者
- vi 過去3年間に当社総議決権の10%以上を保有する大株主、あるいは当社が総議決権の10%以上を保有している者、またはその業務執行者
- vii 過去3年間に当社から多額（年間1千万円以上）の寄付や助成を受けている者または法人の業務執行者
- viii 上記に該当する重要な者の配偶者または二親等以内の親族

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査人との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し、決議事項に関する審議や決定に参加するほか、客観的・専門的な視点から当社の業務執行に対する適切な監視・監督や助言を行っております。また、社外監査役は、取締役会に出席し、必要な助言を行うとともに、取締役の職務執行を監督しております。

社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査人との間においては、監督及び監査結果について相互に情報共有する等、適切な監督及び監査を行うため連携強化に努めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成され、そのうち2名が社外監査役であります。

当社における監査役監査は、監査役監査計画に基づく監査を行うとともに、取締役会その他重要な会議への出席を行い、取締役会の業務執行と会社経営の適法性等を監査しております。

当社の監査役は、内部監査担当者、会計監査人と定期的に意見交換を行い、三者間で情報共有することで相互連携を図っております。また、内部監査の実施状況について、監査上の問題点や課題等の情報を都度共有することにより、連携体制を構築しております。

常勤監査役は、重要な会議への出席や重要書類の閲覧、役職員へのヒアリングといった日常の監査業務を実施し、状況の把握に努め、必要に応じて非常勤監査役へ随時情報を発信する等して情報共有に努めております。

なお、常勤監査役の清水保彰は、公認会計士として財務・会計に関する専門的な知見を有しており、社外監査役村田雅幸は、出身である東京証券取引所における幅広い実務経験から、コーポレート・ガバナンスに関する専門的な知見を有しており、社外監査役山口要介は、弁護士として、企業法務に関する専門的な知見を有しており、監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、それぞれ選任しております。

最近事業年度(2025年12月期)における監査役会への出席状況は以下のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	清水 保彰	13回	13回
監査役 (社外監査役)	村田 雅幸	13回	13回
監査役 (社外監査役)	山口 要介	13回	13回

② 当事業年度における監査役及び監査役会の活動状況

当社の監査役会は原則として月1回開催され、必要に応じて随時開催することとし、当事業年度は13回開催しております。

当事業年度における各監査役の監査役会への出席率は100%となっております。監査役会では、策定した監査計画に基づき実施した各監査役の監査業務の報告の他、リスク認識についてのディスカッション、取締役との意見交換等も実施しております。また、各監査役は、必要に応じて、内部監査担当者と意見及び情報の交換を行っております。さらに、会計監査人より監査結果の報告を聴取し、必要に応じて、監査計画、監査実施状況等について会計監査人に報告を求める等情報共有を行っております。

常勤監査役は、重要な会議への出席や重要書類の閲覧、役職員へのヒアリングといった日常の監査業務を実施し、状況の把握に努め、必要に応じて非常勤監査役へ随時情報を発信する等して情報共有に努めております。

③ 内部監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役が任命する内部監査担当者が実施しており、担当者を2名配置しております。

なお、当社は独立した内部監査部門は持たず、内部監査担当者は他部門を兼務しておりますが、自己監査を回避すべく、内部監査には被監査部門の当事者が加わらない体制をとっております。

内部監査担当者は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに、監査役及び取締役会へ報告しております。また、監査対象となった各事業部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認しております。

④ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b 継続監査期間

4年間

c 業務を執行した公認会計士

中田 信之

福岡 宏之

d 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他17名で構成されております。

e 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の品質管理体制、独立性、専門性及び監査報酬等を総合的に勘案し、選定しております。

なお、監査法人の解任又は不再任の決定の方針として、監査法人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、監査法人を解任いたします。上記の他、監査役会は、監査法人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する監査法人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。監査法人の品質管理体制や監査チームの独立性、専門性及び監査役や経営者とのコミュニケーション等を評価した結果、当該監査法人の職務遂行は問題ないと判断しております。

⑤ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
20,000	—	22,900	—

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりませんが、監査公認会計士等の監査計画・監査内容、監査に要する時間等を十分に考慮し、監査報酬額を決定することとしております。具体的には、事前に見積書の提示を受け、監査計画、監査日数及び当社の規模を総合的に勘案し、監査法人と協議のうえ、監査役会の同意を得て決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、監査役及び監査役会による会計監査人の総合的な評価、会計監査人との監査契約との内容に照らして、監査計画の内容、報酬単価の妥当性及び報酬見積りの算出根拠等を総合的に検討した結果、当該報酬の額は相当であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a 役員の報酬の額又はその策定方法の決定に関する方針

取締役の報酬額については、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、取締役会にて決定しております。また、監査役の報酬額については、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2026年3月26日であり、取締役の報酬限度額は年額200百万円以内、監査役の報酬限度額は年額30百万円以内と決議しております。

b 個人別の報酬額の決定方法

当社の役員報酬は、経営運営の安定化と継続的な企業価値の向上を目指し、優れた経営人材の登用とリスクテイクの促進を目的として定めております。目的達成のため、役員報酬の基本方針を次のとおり定めております。

(基本方針)

- ・当社の取締役(社外取締役を除く)は原則として執行役員を兼務することから、当該事業年度における会社業績との連動性を設けるとともに、中長期的な企業価値向上や株主の皆様との価値共有を図るため、基本報酬、短期インセンティブ(STI)、及び長期インセンティブ(LTI)により構成しております。
- ・社外取締役及び監査役の報酬は、独立性と透明性を確保し客観的な立場から経営に対する監督・監査を行う役割に鑑み、業績連動報酬は導入せず、固定額である基本報酬のみを支給しております。
- ・報酬決定プロセスは、独立役員による事前レビューを経ることで、客観性・透明性・妥当性を確保しております。

(報酬水準及び報酬構成)

報酬決定の要素を「職務・役割」や「役割の大きさ」とし、事業成長を牽引する人材の採用・リテンションに際して競争力を持てるよう、ベンチマークとする同規模・同業種の企業群の報酬水準を参考に、客観的な報酬レンジを設定しております。また、職務や役割に応じて報酬構成(業績連動報酬の比率)を設定しており、代表取締役社長CEOについては、中長期的に「固定報酬：変動報酬(STI+LTI)＝概ね6：4」を目指す方針としております。

(各報酬の算定方法等の詳細)

(a) 基本報酬(固定報酬)

取締役としての監督・意思決定の役割に対する固定報酬と、執行役員としての職務に対する固定報酬から構成されます。ベンチマーク企業群のデータに基づく報酬レンジを基準に、各事業年度における職務執行の実績及びコンピテンシー評価の結果を反映し、適正な水準を決定のうえ、毎月金銭で支給しております。

(b) 短期インセンティブ(STI：実質的な業績連動報酬)

短期的な業績達成への動機付けを目的とし、原則として売上高や利益等の全社業績指標の単年度の目標達成率に連動して算出する報酬であります。これらの指標を選択した理由は、当社の事業成長及び収益力の向上を的確に反映し、企業価値向上に対するインセンティブとして有効であると判断しているためであります。支給に当たっては、税務上の要件等を考慮し、算出された個人別STI支給額を12等分し、評価対象期間(当事業年度)の翌事業年度の毎月の基本報酬に加算する形(定期同額給与)で支給しております。形式的には基本報酬の増額となりますが、実態としてはSTIの後払いの位置づけとして運用しております。

(c) 長期インセンティブ(LTI：非金銭報酬)

中長期的な企業価値向上への動機付けと、株主の皆様との利益・リスクの共有を促進するため、当面は税制適格ストック・オプションを活用した株式報酬を付与しております。

c 役員報酬等の決定プロセス

各取締役の報酬は取締役及び執行役員の人事評価事務局である執行役員CHROが各取締役の評価結果等をもとに案を策定し、独立役員である取締役会に諮問のうえ、取締役会の協議を経て個人別の報酬額を決定しております。

各監査役の報酬については監査役会の協議により決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	39,240	39,240	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	7,440	7,440	—	—	—	1
社外役員	8,400	8,400	—	—	—	4

③ 役員ごとの報酬等の総額等

役員報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則に基づいて作成しております。
当社の中間財務諸表は第一種中間財務諸表であります。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)及び当事業年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(2026年1月1日から2026年6月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適正な開示ができる体制を整備するため、監査法人及び各種団体の主催するセミナーへの積極的な参加を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	525,866	679,529
売掛金	149,842	188,681
貯蔵品	—	6,037
前払費用	26,859	31,225
その他	51	358
貸倒引当金	△5,707	△8,038
流動資産合計	696,912	897,794
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,383	3,364
減価償却累計額	△1,041	△1,229
建物(純額)	1,341	2,135
工具、器具及び備品	28,656	35,512
減価償却累計額	△21,305	△27,195
工具、器具及び備品(純額)	7,350	8,316
有形固定資産合計	8,692	10,451
無形固定資産		
ソフトウェア	0	—
ソフトウェア仮勘定	—	20,400
商標権	—	1,900
商標権仮勘定	2,000	—
無形固定資産合計	2,000	22,300
投資その他の資産		
繰延税金資産	53,183	76,040
差入保証金	42,040	43,627
投資その他の資産合計	95,223	119,667
固定資産合計	105,915	152,419
資産合計	802,827	1,050,213

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	271,518	344,166
1年内返済予定の長期借入金	59,880	20,540
未払費用	48,181	51,214
未払法人税等	3,780	3,780
契約負債	25,748	31,845
前受金	666	666
預り金	10,299	10,974
流動負債合計	420,075	463,187
固定負債		
長期借入金	68,140	49,180
資産除去債務	13,141	13,141
その他	133	133
固定負債合計	81,415	62,455
負債合計	501,490	525,643
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	1,900,051	1,900,051
資本剰余金合計	1,900,051	1,900,051
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△1,698,714	△1,475,480
利益剰余金合計	△1,698,714	△1,475,480
株主資本合計	301,336	524,570
純資産合計	301,336	524,570
負債純資産合計	802,827	1,050,213

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間
(2026年 6 月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	714,438
売掛金	181,436
貯蔵品	5,235
前払費用	58,236
その他	13
貸倒引当金	△9,814
流動資産合計	949,546
固定資産	
有形固定資産	8,865
無形固定資産	46,466
投資その他の資産	121,677
固定資産合計	177,009
資産合計	1,126,555
負債の部	
流動負債	
未払金	309,870
1年内返済予定の長期借入金	18,960
未払費用	46,243
預り金	7,054
前受金	2,266
未払法人税等	21,232
契約負債	38,723
流動負債合計	444,350
固定負債	
長期借入金	39,700
資産除去債務	13,141
その他	133
固定負債合計	52,975
負債合計	497,326
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	1,900,051
利益剰余金	△1,370,821
株主資本合計	629,229
純資産合計	629,229
負債純資産合計	1,126,555

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	※1 3,191,177	※1 3,828,291
売上原価	1,598,930	1,900,142
売上総利益	1,592,247	1,928,149
販売費及び一般管理費	※2 1,561,761	※2 1,727,034
営業利益	30,485	201,114
営業外収益		
受取利息	59	767
印税収入	490	458
謝金	218	666
営業債務消滅益	196	146
ポイント利用収入	259	1,478
その他	254	175
営業外収益合計	1,479	3,691
営業外費用		
支払利息	1,283	532
営業外費用合計	1,283	532
経常利益	30,681	204,273
税引前当期純利益	30,681	204,273
法人税、住民税及び事業税	3,789	3,897
法人税等調整額	△13,664	△22,857
法人税等合計	△9,874	△18,960
当期純利益	40,556	223,233

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
経費	※	1,598,930	100.0	1,900,142	100.0
売上原価		1,598,930	100.0	1,900,142	100.0

(注) 1. 原価計算の方法 当社の原価計算は、実際発生額を集計しております。

2. 主な内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

項目	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
支払報酬	1,595,163	1,896,376
支払リース料	3,766	3,766

【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)	
売上高	1,915,622
売上原価	915,176
売上総利益	1,000,446
販売費及び一般管理費	※1 881,101
営業利益	119,344
営業外収益	
受取利息	723
ポイント利用収入	412
補助金収入	5,212
その他	487
営業外収益合計	6,836
営業外費用	
支払利息	171
固定資産圧縮損	2,082
その他	0
営業外費用合計	2,254
経常利益	123,927
税引前中間純利益	123,927
法人税、住民税及び事業税	21,342
法人税等調整額	△2,074
法人税等合計	19,268
中間純利益	104,659

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	1,900,051	1,900,051
当期変動額			
当期純利益			
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	100,000	1,900,051	1,900,051

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△1,739,271	△1,739,271	260,779	260,779
当期変動額				
当期純利益	40,556	40,556	40,556	40,556
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			—	—
当期変動額合計	40,556	40,556	40,556	40,556
当期末残高	△1,698,714	△1,698,714	301,336	301,336

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	1,900,051	1,900,051
当期変動額			
当期純利益			
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	100,000	1,900,051	1,900,051

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△1,698,714	△1,698,714	301,336	301,336
当期変動額				
当期純利益	223,233	223,233	223,233	223,233
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			—	—
当期変動額合計	223,233	223,233	223,233	223,233
当期末残高	△1,475,480	△1,475,480	524,570	524,570

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	30,681	204,273
減価償却費	4,579	6,177
貸倒引当金の増減額(△は減少)	2,234	2,331
受取利息	△59	△767
支払利息	1,283	532
売上債権の増減額(△は増加)	△9,334	△38,839
棚卸資産の増減額(△は増加)	—	△6,037
預り金の増減額(△は減少)	3,150	674
未払金の増減額(△は減少)	34,841	68,590
前払費用の増減額(△は増加)	△7,918	△4,366
未払費用の増減額(△は減少)	8,961	3,000
契約負債の増減額(△は減少)	6,749	6,097
その他	15	△307
小計	75,185	241,361
利息の受取額	59	767
利息の支払額	△1,348	△500
法人税等の支払額	△3,789	△3,897
営業活動によるキャッシュ・フロー	70,106	237,729
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△7,659	△8,548
無形固定資産の取得による支出	—	△15,631
差入保証金の差入による支出	△212	△1,770
差入保証金の回収による収入	642	183
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,229	△25,766
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△72,800	△58,300
財務活動によるキャッシュ・フロー	△72,800	△58,300
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△9,922	153,663
現金及び現金同等物の期首残高	535,789	525,866
現金及び現金同等物の期末残高	※1 525,866	※1 679,529

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2026年1月1日
至 2026年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	123,927
減価償却費	3,440
貸倒引当金の増減額(△は減少)	1,775
受取利息	△723
支払利息	171
補助金収入	△5,212
固定資産圧縮損	2,082
売上債権の増減額(△は増加)	7,245
棚卸資産の増減額(△は増加)	801
預り金の増減額(△は減少)	△3,919
前受金の増減額(△は減少)	1,599
未払金の増減額(△は減少)	△31,315
前払費用の増減額(△は増加)	△27,010
未払費用の増減額(△は減少)	△4,970
契約負債の増減額(△は減少)	6,877
その他	345
小計	75,113
利息の受取額	723
利息の支払額	△171
法人税等の支払額	△3,890
営業活動によるキャッシュ・フロー	71,774
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△4,953
無形固定資産の取得による支出	△26,130
補助金の受取額	5,212
差入保証金の回収による収入	65
投資活動によるキャッシュ・フロー	△25,805
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△11,060
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,060
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	34,908
現金及び現金同等物の期首残高	679,529
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 714,438

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 6～15年

工具、器具及び備品 2～20年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき3年間均等償却しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

2 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3 収益及び費用の計上基準

当社は、アキッパ事業を運営しております。当事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 駐車場の利用

・履行義務の内容

当社に掲載されている駐車スペースについて、ユーザーに対して予約の手配を行い、駐車場オーナーとユーザー間の駐車場利用の機会をマッチング(仲介)する義務であります。

・収益認識の時点

ユーザーによる駐車場予約日時の到来により履行義務が充足されると判断していることから、ユーザーによる駐車場予約日時の到来時点において収益を認識しております。

(2) サービス料

・履行義務の内容

アキッパのアプリ及びウェブサイト等のシステムを通じて、ユーザーに対して駐車場の検索、予約、決済を可能とするプラットフォームの利用サービスを提供する義務であります。

・収益認識の時点

アキッパのアプリ等を通じてユーザーによる駐車場利用が行われた時点で履行義務が充足されると判断していることから、アキッパのアプリ等を通じてユーザーによる駐車場利用が行われた時点において収益を認識しております。

(3) バリュープラス会費

・履行義務の内容

バリュープラス会員に対し、契約期間にわたり、通常会員よりも早期に駐車場を予約できる権利の付与等の各種サービスを提供する義務であります。

・収益認識の時点

一定の間、通常会員よりも早く予約可能となるバリュープラス会員に係る会費収入は、契約期間に応じて履行義務が充足されることから、当該期間にわたって収益を認識しております。また、バリュープラス会員に対して付与される割引クーポンは顧客に支払われる対価に該当するため、売上高から控除して収益を認識しております。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりiskしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 6～15年

工具、器具及び備品 2～20年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき3年間均等償却しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、商標権については10年、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づき償却しております。

2 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3 収益及び費用の計上基準

当社は、アキッパ事業を運営しております。当事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 駐車場の利用

・履行義務の内容

当社に掲載されている駐車スペースについて、ユーザーに対して予約の手配を行い、駐車場オーナーとユーザー間の駐車場利用の機会をマッチング(仲介)する義務であります。

・収益認識の時点

ユーザーによる駐車場予約日時の到来により履行義務が充足されると判断していることから、ユーザーによる駐車場予約日時の到来時点において収益を認識しております。

(2) サービス料

・履行義務の内容

アキッパのアプリ及びウェブサイト等のシステムを通じて、ユーザーに対して駐車場の検索、予約、決済を可能とするプラットフォームの利用サービスを提供する義務であります。

・収益認識の時点

アキッパのアプリ等を通じてユーザーによる駐車場利用が行われた時点で履行義務が充足されると判断していることから、アキッパのアプリ等を通じてユーザーによる駐車場利用が行われた時点において収益を認識しております。

(3) バリュープラス会費

・履行義務の内容

バリュープラス会員に対し、契約期間にわたり、通常会員よりも早期に駐車場を予約できる権利の付与等の各種サービスを提供する義務であります。

・収益認識の時点

一定の間、通常会員よりも早く予約可能となるバリュープラス会員に係る会費収入は、契約期間に応じて履行義務が充足されることから、当該期間にわたって収益を認識しております。また、バリュープラス会員に対して付与される割引クーポンは顧客に支払われる対価に該当するため、売上高から控除して収益を認識しております。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額 53,183千円

当社は、当事業年度末における繰延税金資産の回収可能性についての判断に当たり、会計上の見積りを行っております。この会計上の見積りは、主として、翌期の課税所得見込み(業績予想)に基づいて行っております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

i) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来の税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

ii) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当事業年度末における繰延税金資産の回収可能性の判断に当たって、将来の課税所得の見積りは、当社の将来計画を基礎としております。

iii) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

今後、実際の市場状況が当社の経営者による見積りより悪化した場合、繰延税金資産の取り崩しが発生し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額 76,040千円

当社は、当事業年度末における繰延税金資産の回収可能性についての判断に当たり、会計上の見積りを行っております。この会計上の見積りは、主として、翌期の課税所得見込み(業績予想)に基づいて行っております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

i) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来の税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

ii) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当事業年度末における繰延税金資産の回収可能性の判断に当たって、将来の課税所得の見積りは、当社の将来計画を基礎としております。

iii) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

今後、実際の市場状況が当社の経営者による見積りより悪化した場合、繰延税金資産の取り崩しが発生し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかに関わらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかに関わらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありません。

(貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行３行（前事業年度は２行）と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
当座貸越限度額	180,000千円	230,000千円
借入実行額	—	—
差引額	180,000	230,000

(損益計算書関係)

- ※１ 売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。
顧客との契約から生じる収益に係る金額については、「注記事項（収益認識関係）１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。
- ※２ 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度6.4%、当事業年度6.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度93.6%、当事業年度93.4%であります。
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
給料及び手当	386,923千円	423,083千円
支払手数料	477,292	538,704
広告宣伝費	100,453	113,244
外注費	237,685	260,845
減価償却費	4,579	6,177
貸倒引当金繰入額	3,517	4,448

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	4,117,038	—	—	4,117,038
A種優先株式	589,800	—	—	589,800
B種優先株式	339,000	—	—	339,000
C種優先株式	693,600	—	—	693,600
D種優先株式	144,702	—	—	144,702
合計	5,884,140	—	—	5,884,140

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出 会社	第1回ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
提出 会社	第2回ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
提出 会社	第3回ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
提出 会社	第4回ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
提出 会社	第5回ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
提出 会社	第6回ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
提出 会社	第7回ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
提出 会社	第8回ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

(注) 第8回については、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	4,117,038	—	—	4,117,038
A種優先株式	589,800	—	—	589,800
B種優先株式	339,000	—	—	339,000
C種優先株式	693,600	—	—	693,600
D種優先株式	144,702	—	—	144,702
合計	5,884,140	—	—	5,884,140

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出 会社	第8回ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

(注) 第8回については、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金	525,866千円	679,529千円
現金及び現金同等物	525,866千円	679,529千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先等の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、当社オフィスの不動産賃貸借契約に係るもの、並びに駐車場の賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金はその殆どが1ヶ月以内の支払期日であります。

また、借入金については、運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先の信用状況を監視するとともに、取引先毎の債権残高を随時把握することにより、リスクの低減を行っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、定期的に市場金利の状況を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	42,040	38,323	△3,716
資産計	42,040	38,323	△3,716
長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)	128,020	126,744	△1,275
負債計	128,020	126,744	△1,275

(※) 現金及び預金、売掛金、未払金、未払費用及び未払法人税等については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	525,866	—	—	—
売掛金	149,842	—	—	—
合計	675,708	—	—	—

(※) 差入保証金については返還期日を明確に把握できないため、償還予定額を記載しておりません。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	59,880	18,960	18,960	18,960	11,260	—
合計	59,880	18,960	18,960	18,960	11,260	—

3 金融商品の時価のレベルごとの内容等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	38,323	—	38,323
資産計	—	38,323	—	38,323
長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)	—	126,744	—	126,744
負債計	—	126,744	—	126,744

(注) 時価の算定に用いた評価方法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金については、合理的に見積もった償還予定時期に基づき、リスクフリーレートで割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率を割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先等の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、当社オフィスの不動産賃貸借契約に係るもの、並びに駐車場の賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金はその殆どが1ヶ月以内の支払期日であります。

また、借入金については、運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先の信用状況を監視するとともに、取引先毎の債権残高を随時把握することにより、リスクの低減を行っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、定期的に市場金利の状況を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	43,627	37,593	△6,033
資産計	43,627	37,593	△6,033
長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)	69,720	68,059	△1,660
負債計	69,720	68,059	△1,660

(※) 現金及び預金、売掛金、未払金、未払費用及び未払法人税等については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	679,529	—	—	—
売掛金	188,681	—	—	—
合計	868,211	—	—	—

(※) 差入保証金については返還期日を明確に把握できないため、償還予定額を記載しておりません。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	20,540	18,960	18,960	11,260	—	—
合計	20,540	18,960	18,960	11,260	—	—

3 金融商品の時価のレベルごとの内容等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	37,593	—	37,593
資産計	—	37,593	—	37,593
長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)	—	68,059	—	68,059
負債計	—	68,059	—	68,059

(注) 時価の算定に用いた評価方法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金については、合理的に見積もった償還予定時期に基づき、リスクフリーレートで割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率を割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社では、従業員の退職給付に充てるため、選択型確定拠出制度(個々の従業員の意思による、確定拠出年金への拠出若しくはライフプラン給として給与加算のいずれかを選択)を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、4,096千円であります。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社では、従業員の退職給付に充てるため、選択型確定拠出制度(個々の従業員の意思による、確定拠出年金への拠出若しくはライフプラン給として給与加算のいずれかを選択)を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、4,001千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 24名	当社取締役 1名 当社従業員 2名	当社取締役 1名 当社従業員 40名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 231,000株	普通株式 54,000株	普通株式 109,800株
付与日	2015年2月27日	2016年1月18日	2016年6月28日
権利確定条件	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2017年2月28日～ 2025年2月23日	2018年1月16日～ 2026年1月14日	2018年6月28日～ 2026年6月26日

	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 38名	当社取締役 3名 当社従業員 23名	当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 176,400株	普通株式 235,170株	普通株式 60,360株
付与日	2018年9月20日	2020年3月28日	2020年8月27日
権利確定条件	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2020年9月21日～ 2028年9月20日	2022年3月29日～ 2030年3月28日	2022年8月28日～ 2030年8月27日

	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名	当社取締役 3名 当社執行役員 5名 当社従業員 34名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 2,400株	普通株式 709,893株
付与日	2022年7月1日	2024年11月29日
権利確定条件	定めておりません。	定めておりません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2024年7月2日～ 2032年6月17日	2026年11月30日～ 2034年11月14日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。また、2018年9月19日付株式分割(1株につき200株の割合)及び2023年1月11日付株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2024年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前(株)			
前事業年度末	139,200	42,000	66,000
付与	—	—	—
失効	139,200	42,000	66,000
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前(株)			
前事業年度末	162,300	216,870	58,860
付与	—	—	—
失効	162,300	216,870	58,860
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前(株)		
前事業年度末	2,400	—
付与	—	709,893
失効	2,400	—
権利確定	—	—
未確定残	—	709,893
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。また、2018年9月19日付株式分割(1株につき200株の割合)及び2023年1月11日付株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格(円)	287	679	679
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—

	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格(円)	834	1,934	1,934
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—

	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格(円)	1,933	550
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—

(注) 2018年9月19日付株式分割(1株につき200株の割合)及び2023年1月11日付株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、当該本源的価値の見積りの基礎となる自社株式の評価方法はディスカунテッド・キャッシュフロー法に基づいて算出した価格を基礎として決定する方法によっております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円
- (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社執行役員 5名 当社従業員 34名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 709,893株
付与日	2024年11月29日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2026年11月30日～ 2034年11月14日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 第4「提出会社の状況」1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 の新株予約権の行使の条件に記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2025年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前(株)	
前事業年度末	709,893
付与	—
失効	10,200
権利確定	—
未確定残	699,693
権利確定後(株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格(円)	550
行使時平均株価(円)	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、当該本源的価値の見積りの基礎となる自社株式の評価方法はディスカунテッド・キャッシュフロー法に基づいて算出した価格を基礎として決定する方法によっております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円
- (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	803千円
資産除去債務	4,018 〃
減価償却超過額	52,614 〃
税務上の繰越欠損金(注1)	780,293 〃
その他	43 〃
繰延税金資産小計	837,771千円
将来減算一時差異等の合計に掛かる評価性引当額	△41,151 〃
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	△743,439 〃
評価性引当額小計(注2)	△784,590千円
繰延税金資産合計	53,183千円
繰延税金資産純額	53,183千円

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	154,226	100,589	136,226	—	132,623	256,627	780,293
評価性引当額	△117,371	△100,589	△136,226	—	△132,623	△256,627	△743,439
繰延税金資産(※2)	36,854	—	—	—	—	—	36,854

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産36,854千円については、当社の将来計画を基礎とした課税所得の見積りにより、回収可能と判断しております。

(注) 2. 評価性引当額が186,351千円減少しております。これは主に税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことによるものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6%
(調整)	
住民税均等割	12.3%
評価性引当額の増減	△275.4%
繰越欠損金の期限切れ	173.8%
税率変更による影響	22.5%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△32.2%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は、2025年1月1日以後開始する事業年度より地方税法に基づく外形標準課税の適用法人となる見込みとなりました。これにともない、2025年1月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.6%から30.6%に変更して計算しております。この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,124千円
資産除去債務	4,136 "
減価償却超過額	57,922 "
税務上の繰越欠損金(注1)	641,434 "
その他	151 "
繰延税金資産小計	705,769千円
将来減算一時差異等の合計に掛かる評価性引当額	△44,559 "
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	△585,169 "
評価性引当額小計(注2)	△629,727千円
繰延税金資産合計	76,040千円
繰延税金資産純額	76,040千円

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	100,589	140,210	—	136,501	150,066	114,066	641,434
評価性引当額	△44,324	△140,210	—	△136,501	△150,066	△114,066	△585,169
繰延税金資産(※2)	56,265	—	—	—	—	—	56,265

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産56,265千円については、当社の将来計画を基礎とした課税所得の見積りにより、回収可能と判断しております。

(注) 2. 評価性引当額が154,863千円減少しております。これは主に税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことによるものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率(※)	34.6%
(調整)	
住民税均等割	1.8%
評価性引当額の増減	△94.7%
繰越欠損金の期限切れ	47.3%
税率変更による影響	4.8%
その他	△3.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△9.3%

(※) 前事業年度(2024年12月期)において2025年1月1日以後開始する事業年度より外形標準課税の適用対象法人となる見込みとしておりましたが、当事業年度においては適用対象法人とはなっておらず、法定実効税率は前事業年度から変更していません。なお、2027年1月1日以後開始する事業年度より地方税法に基づく外形標準課税の適用法人となる見込みです。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これにともない、2027年1月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から9年と見積り、割引率は0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	13,141千円
期末残高	13,141千円

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から9年と見積り、割引率は0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	13,141千円
期末残高	13,141千円

(収益認識関係)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の報告セグメントは、「アキッパ事業」の単一セグメントとなっております。

(単位: 千円)

	アキッパ事業
駐車場売上	2,737,817
サービス料	361,194
その他	84,761
顧客との契約から生じる収益	3,183,773
その他の収益(注)	7,404
外部顧客への売上高	3,191,177

(注) その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針) 3 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位: 千円)

	当事業年度 (2024年12月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	140,508
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	149,842
契約負債(期首残高)	18,999
契約負債(期末残高)	25,748

契約負債は、主に契約に基づき顧客から受領した前受収益で翌事業年度以降に充足する履行義務に対応するものであります。契約負債は収益の認識にともない取り崩されます。当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、18,999千円であります。また、当事業年度における契約負債の重要な変動は、主として「バリュープラス」の新規加入に伴う前受収益の受取による増加及び当該前受収益の期間按分に基づく収益の認識による減少によるものであります。過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当事業年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の報告セグメントは、「アキッパ事業」の単一セグメントとなっております。

(単位：千円)

	アキッパ事業
駐車場売上	3,239,243
サービス料	479,160
その他	101,859
顧客との契約から生じる収益	3,820,264
その他の収益(注)	8,027
外部顧客への売上高	3,828,291

(注) その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針) 3 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (2025年12月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	149,842
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	188,681
契約負債(期首残高)	25,748
契約負債(期末残高)	31,845

契約負債は、主に契約に基づき顧客から受領した前受収益で翌事業年度以降に充足する履行義務に対応するものであります。契約負債は収益の認識にともない取り崩されます。当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、25,748千円であります。また、当事業年度における契約負債の重要な変動は、主として「バリュープラス」の新規加入に伴う前受収益の受取による増加及び当該前受収益の期間按分に基づく収益の認識による減少によるものであります。過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当事業年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社は、アキッパ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当社は、アキッパ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	△394.74円	△340.52円
1株当たり当期純利益	9.85円	54.22円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 (2024年12月31日)	当事業年度末 (2025年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	301,336	524,570
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	1,926,498	1,926,498
(うちA種優先株式)(千円)	(400,277)	(400,277)
(うちB種優先株式)(千円)	(369,736)	(369,736)
(うちC種優先株式)(千円)	(809,200)	(809,200)
(うちD種優先株式)(千円)	(347,284)	(347,284)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	△1,625,161	△1,401,927
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	4,117,038	4,117,038

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	40,556	223,233
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	40,556	223,233
普通株式の期中平均株式数(株)	4,117,038	4,117,038

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(種類株式の取得及び自己株式(種類株式)の消却)

2026年4月27日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てを自己株式として取得し、対価としてA種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式について、2026年4月28日開催の取締役会決議により、2026年5月13日付で会社法第178条の規定に基づき、全て消却しております。

(単元株制度の採用)

当社は、2026年5月13日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株としております。

(当社従業員等に対するストックオプションとしての新株予約権の発行・割当)

当社は、2026年4月28日開催の取締役会において、2026年5月13日開催の臨時株主総会に付議しその承認を条件として、ストック・オプションとして当社取締役、当社執行役員及び当社従業員に対し新株予約権(第9回新株予約権)の発行及び割当を行うことを決議しました。その後、2026年5月13日開催の臨時株主総会において承認を得たうえで、2026年5月13日付で割り当てました。なお、詳細につきましては「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① スtockオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
給料及び手当	239,395千円
支払手数料	289,652 〃
貸倒引当金繰入額	1,775 〃

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
現金及び預金	714,438千円
現金及び現金同等物	714,438千円

(株主資本等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、アキッパ事業のみの単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

(単位：千円)

	アキッパ事業
駐車場売上	1,612,132
サービス料	255,381
その他	43,757
顧客との契約から生じる収益	1,911,272
その他の収益(注)	4,350
外部顧客への売上高	1,915,622

(注) その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等が含まれております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
1株当たり中間純利益	22円03銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	104,659
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	104,659
普通株式の期中平均株式数(株)	4,751,633
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】（2025年12月31日）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首 残高 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期末 残高 (千円)	当期末 減価償却 累計額 又は償却 累計額 (千円)	当期 償却額 (千円)	差引 当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	2,383	980	—	3,364	1,229	187	2,135
工具、器具及び備品	28,656	6,855	—	35,512	27,195	5,890	8,316
有形固定資産計	31,039	7,836	—	38,876	28,424	6,077	10,451
無形固定資産							
ソフトウェア	0	—	—	0	—	0	—
ソフトウェア仮勘定	—	20,400	—	20,400	—	—	20,400
商標権	—	2,000	—	2,000	100	100	1,900
商標権仮勘定	2,000	—	2,000	—	—	—	—
無形固定資産計	2,000	22,400	2,000	22,400	100	100	22,300

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定 リアーキテクチャ (※) 20,400千円
 工具、器具及び備品 パソコン 6,855千円
 建物 電気自動車充電機 980千円

(※) リアーキテクチャとは、今後の会員数や掲載駐車場数の増加、及び新たなサービス展開に備え、当社サービスの根幹となるシステム基盤を抜本的に再構築・刷新する開発を指しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	59,880	20,540	0.54	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	68,140	49,180	0.54	2027年1月～ 2029年7月
合計	128,020	69,720	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	18,960	18,960	11,260	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	5,707	4,448	2,117	—	8,038

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	13,141	—	—	13,141

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2025年12月31日)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	59
預金	
普通預金	679,470
合計	679,529

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	173,017
株式会社ラクーンフィナンシャル	4,965
株式会社EXJOY	429
株式会社Mer	429
ウィルサイド会計事務所	429
その他	9,411
合計	188,681

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
149,842	4,209,149	4,170,310	188,681	95.67	14.67

③ 繰延税金資産

繰延税金資産は、76,040千円であり、その内容については「1財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (税効果会計関係)」に記載しております。

④ 差入保証金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
南海電気鉄道株式会社	30,829
アクティサービス株式会社	5,000
WWJ株式会社	3,876
ソフトバンク株式会社	1,194
阪急阪神エステート・サービス株式会社	774
その他	1,954
合計	43,627

⑤ 未払金

相手先	金額(千円)
消費税及び地方消費税	39,488
Google Asia Pacific Pte. Ltd.	15,638
ADN STATE株式会社	10,587
エイジメディア株式会社	8,530
株式会社音動	6,045
その他	263,876
合計	344,166

⑥ 未払費用

区分	金額(千円)
従業員給与	36,013
社会保険料	12,628
その他	2,571
合計	51,214

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	大阪府大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪府大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店(注)1
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://akippa.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場にもない、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額」として別途定める金額に変更されます。
- 3 当社株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2026年 4月27日	—	—	—	SOMPO ホールディングス株式会社 グループCEO 取締役代表執行役社長 奥村幹夫	東京都新宿区 西新宿一丁目 26番1号	特別利害関係者等(大株主 上位10名)	A種優先株式 △270,000 B種優先株式 △91,800 C種優先株式 △150,000 D種優先株式 △144,702 普通株式 656,502	—	(注) 4
2026年 4月27日	—	—	—	住友商事株式会社 代表取締役 社長執行役員 CEO 上野真吾	東京都千代田区 大手町二丁目 3番2号	特別利害関係者等(大株主 上位10名)	C種優先株式 △158,400 普通株式 158,400	—	(注) 4
2026年 4月27日	—	—	—	グロービス5号ファンド投資事業有限責任組合 無限責任組合 グロービス5号ファンド有限責任組合 組合員 株式会社グロービス・キャピタル・パートナーズ 職務執行者 堀義人	東京都千代田区 二番町5-1	特別利害関係者等(大株主 上位10名)	A種優先株式 △224,472 B種優先株式 △64,200 普通株式 288,672	—	(注) 4
2026年 4月27日	—	—	—	株式会社トリドールホールディングス 代表取締役社長兼CEO 栗田貴也	東京都渋谷区 道玄坂一丁目 21番1号渋谷ソラスタ	特別利害関係者等(大株主 上位10名)	B種優先株式 △18,000 普通株式 18,000	—	(注) 4
2026年 4月27日	—	—	—	株式会社SMBC信託銀行(信託口) 代表取締役 西崎龍司	東京都港区西 新橋一丁目3 番1号	特別利害関係者等(大株主 上位10名)	B種優先株式 △91,800 普通株式 91,800	—	(注) 4
2026年 4月27日	—	—	—	Globis Fund V, L.P. (常任代理人 東西総合法律事務所)	45 Market Street, Suite 3120 Gardenia Court, Camana Bay, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands (東京都千代田区紀尾井町3番28号アドミラル紀尾井町ビル)	特別利害関係者等(大株主 上位10名)	A種優先株式 △95,328 B種優先株式 △27,600 普通株式 122,928	—	(注) 4
2026年 4月27日	—	—	—	日本郵政キャピタル株式会社 代表取締役 砂山直輝	東京都千代田区 大手町二丁目 3番1号	特別利害関係者等(大株主 上位10名)	C種優先株式 △85,800 普通株式 85,800	—	(注) 4

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2026年4月27日	—	—	—	JR東日本スタートアップ株式会社 代表取締役 柴田裕	東京都港区高輪2丁目21番42号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	C種優先株式 △85,800 普通株式 85,800	—	(注)4
2026年4月27日	—	—	—	ニッポンレンタカーサービス株式会社 代表取締役社長執行役員 藤原徳久	東京都千代田区神田練堀町3番地	特別利害関係者等(大株主上位10名)	C種優先株式 △85,800 普通株式 85,800	—	(注)4
2026年5月13日	株式会社SMBC信託銀行(信託口) 代表取締役 萩原攻太郎	東京都港区西新橋一丁目3番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	日本駐車場開発株式会社 代表取締役 巽一久	大阪府大阪市北区小松原町2番4号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 157,800	91,524,000 (580)	所有者の意向による

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所スタンダード市場への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第266条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、基準事業年度(「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。)の末日から起算して2年前の日(2024年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上場株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 2026年4月27日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2026年5月13日付で当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てを消却しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2024年11月29日	2026年5月13日
種類	第8回新株予約権 (ストック・オプション)	第9回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 709,893株	普通株式 178,100株
発行価格	550円 (注) 3	580円 (注) 3
資本組入額	275円	290円
発行価額の総額	390,441,150円 (注) 5	103,298,000円 (注) 5
資本組入額の総額	195,220,575円 (注) 5	51,649,000円 (注) 5
発行方法	2024年11月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2026年4月28日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	-	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、基準事業年度(上場申請日の直近事業年度)の末日は、2025年12月31日であります。
2. 同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格によって決定しております。
4. 第8回新株予約権については、新株予約権割当契約後の退職による権利の喪失(従業員6名)により、発行数は699,393株、発行価額の総額は384,666,150円、資本組入額の総額は192,333,075円となっております。

5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき550円	1株につき580円
行使期間	2026年11月30日から 2034年11月14日まで	2028年5月13日から 2036年4月28日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4「提出会社の状況」1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4「提出会社の状況」1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

2 【取得者の概況】

第8回新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
小林 寛之	-	会社役員	117,860	64,823,000 (550)	特別利害関係者等 (当社取締役)
金谷 元気	大阪府大阪市西区	会社役員	45,391	24,965,050 (550)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)(当社代表取締役)
杉山 全功	-	会社役員	21,000	11,550,000 (550)	特別利害関係者等 (当社取締役)

(注) 1. 上記の他、当社の執行役員及び従業員32名が新株予約権の取得者であり、総数515,142株が割り当てられております。

2. 取得者の氏名又は名称、及び取得者の住所については、当該新株予約権割当時の情報を記載しております。

第9回新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
金谷 元気	大阪府大阪市西区	会社役員	90,000	52,200,000 (580)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)(当社代表取締役)
小林 寛之	-	会社役員	30,000	17,400,000 (580)	特別利害関係者等 (当社取締役)
西野 将規	-	会社役員	30,000	17,400,000 (580)	特別利害関係者等 (当社取締役)

(注) 1. 上記の他、当社の執行役員及び従業員6名が新株予約権の取得者であり、総数28,100株が割り当てられております。

2. 取得者の氏名又は名称、及び取得者の住所については、当該新株予約権割当時の情報を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
SOMPOホールディングス 株式会社※1	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	1,969,140	29.12
金谷 元気※1、2	大阪府大阪市西区	1,143,703 (135,391)	16.91 (2.00)
株式会社ディー・エヌ・エー ※1	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 渋谷スクランブルスクエア	978,600	14.47
住友商事株式会社※1	東京都千代田区大手町二丁目3番2号	329,400	4.87
グロービス5号ファンド 投資事業有限責任組合※1	東京都千代田区二番町5番1号	288,672	4.27
－ ※4	－	178,728 (178,728)	2.64 (2.64)
株式会社トリドール ホールディングス※1	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスト	165,600	2.45
日本駐車場開発株式会社※1	大阪府大阪市北区小松原町2番4号	157,800	2.33
小林 寛之※3	－	147,860 (147,860)	2.19 (2.19)
Globis Fund V, L.P. (常任代理人 東西総合法律 事務所)※1	45 Market Street, Suite 3120 Gardenia Court, Camana Bay, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands (東京都千代田区紀尾井町3-28アドミラル紀 尾井町ビル)	122,928	1.82
西野 将規※3	－	118,307 (118,307)	1.75 (1.75)
日本郵政キャピタル株式会社 ※1	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	85,800	1.27
JR東日本スタートアップ 株式会社※1	東京都港区高輪2-21-42	85,800	1.27
ニッポンレンタカーサービス 株式会社※1	東京都千代田区神田練堀町3	85,800	1.27
池田 一三	大阪府藤井寺市	75,000	1.11
ABCドリームファンド1号 投資事業有限責任組合	大阪府大阪市福島区福島1丁目1番30号	73,800	1.09
田中 克幸	大阪府藤井寺市	51,000	0.75
杉山 全功※3	－	51,000 (21,000)	0.75 (0.31)
－ ※4	－	50,307 (35,307)	0.74 (0.52)
FFGベンチャー投資事業 有限責任組合第1号	福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号	42,600	0.63
中部日本放送株式会社	愛知県名古屋市中区新栄1丁目2番8号	42,600	0.63
千島土地株式会社	大阪府大阪市中央区道修町三丁目4番11号	42,600	0.63
Koma Enterprise Limited (常任代理人 クオインタムリー プ・キャピタル・パートナーズ 株式会社)	Wickhams Cay II, Road Town, Tortola, VG1110, British Virgin Islands (兵庫県神戸市灘区城内通2-1-26)	40,800	0.60

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
SI地域創生ファンド投資事業 有限責任組合	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号	37,200	0.55
－ ※4	－	34,600 (34,600)	0.51 (0.51)
－ ※4	－	34,600 (34,600)	0.51 (0.51)
－ ※4	－	28,200 (28,200)	0.42 (0.42)
－ ※4	－	27,900 (27,900)	0.41 (0.41)
須田 将啓	東京都港区	25,800	0.38
武藤 真登	東京都港区	25,800	0.38
－ ※4	－	25,500 (25,500)	0.38 (0.38)
株式会社YourEdge	大阪府柏原市玉手町18番65号	20,344	0.30
株式会社Be-flow	大阪府大阪市中央区南船場3-2-22	20,344	0.30
野村 真悟	大阪府柏原市	16,500	0.24
池田 好伸	大阪府大阪市浪速区	16,500	0.24
－ ※4	－	15,000 (15,000)	0.22 (0.22)
－ ※4	－	12,600 (12,600)	0.19 (0.19)
中井 優子	奈良県北葛城郡広陵町	10,000	0.15
SI創業応援ファンド投資事業 有限責任組合	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号	8,400	0.12
－ ※4	－	7,200 (7,200)	0.11 (0.11)
中尾 研哉	大阪府大阪市港区	6,000	0.09
－ ※4	－	6,000 (6,000)	0.09 (0.09)
－ ※4	－	5,800 (5,800)	0.09 (0.09)
－ ※4	－	5,800 (5,800)	0.09 (0.09)
－ ※4	－	5,400 (5,400)	0.08 (0.08)
－ ※4	－	5,000 (5,000)	0.07 (0.07)
－ ※4	－	3,300 (3,300)	0.05 (0.05)
－ ※4	－	3,300 (3,300)	0.05 (0.05)
－ ※4	－	3,300 (3,300)	0.05 (0.05)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
－ ※ 4	－	3, 000 (3, 000)	0. 04 (0. 04)
－ ※ 4	－	2, 400 (2, 400)	0. 04 (0. 04)
吉田 慧	大阪府柏原市	1, 800	0. 03
－ ※ 4	－	1, 800 (1, 800)	0. 03 (0. 03)
－ ※ 4	－	1, 800 (1, 800)	0. 03 (0. 03)
－ ※ 4	－	1, 800 (1, 800)	0. 03 (0. 03)
その他15名		10, 800 (6, 600)	0. 16 (0. 10)
計	－	6, 761, 633 (877, 493)	100. 00 (12. 98)

- (注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)
3. 特別利害関係者等(当社の取締役)
4. 当社の従業員
5. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
6. 株式総数に対する所有株式の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2026年8月7日

akippa株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中田 信之
--------------------	-------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福岡 宏之
--------------------	-------------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているakippa株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、akippa株式会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年8月7日

akippa株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中田 信之
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福岡 宏之
--------------------	-------	-------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているakippa株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、akippa株式会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年8月7日

akippa株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中田 信之
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福岡 宏之
--------------------	-------	-------

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているakippa株式会社の2026年1月1日から2026年12月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、akippa株式会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。

